

生活安全の確保と 犯罪捜査活動

第1節 犯罪情勢とその対策

第2節 犯罪捜査に関する取組

第3節 地域住民の安全安心確保のための取組

第4節 社会における良好な治安確保のための
取組

第5節 犯罪被害者等支援

第2章 CHAPTER 2



令和6年（2024年）の刑法犯認知件数の総数は、戦後最少を迎えた令和3年以降、3年連続で前年比増となった。

また、犯罪実行者募集情報がインターネット上に氾濫しており、令和6年8月以降、SNS等で実行犯を募集する手口による強盗等の凶悪な事件が相次いで発生したほか、SNS型投資・ロマンス詐欺についても認知件数・被害額共に前年より大きく増加し、さらにSNSに起因して犯罪被害に遭った児童の数も高水準で推移しているなど、SNS等のインターネット上で提供される技術・サービスを悪用した犯罪について、極めて厳しい情勢となっている。

さらに、令和6年中の特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、インターネットバンキングに係る不正送金事犯、クレジットカードの不正利用事犯の被害額の合計が2,600億円を超えており、匿名・流動型犯罪グループがこのような犯罪により得た収益を有力な資金源としているほか、犯罪によって獲得した資金を新たな資金獲得活動に充てるといった構造がみられ、治安上の課題となっている。

加えて、人身安全関連事案については、ストーカー事案の相談等件数が高水準で推移しているほか、配偶者からの暴力事案等の相談等件数は増加傾向にあり、さらに児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数が高水準で推移しているなど、注視すべき状況にある。

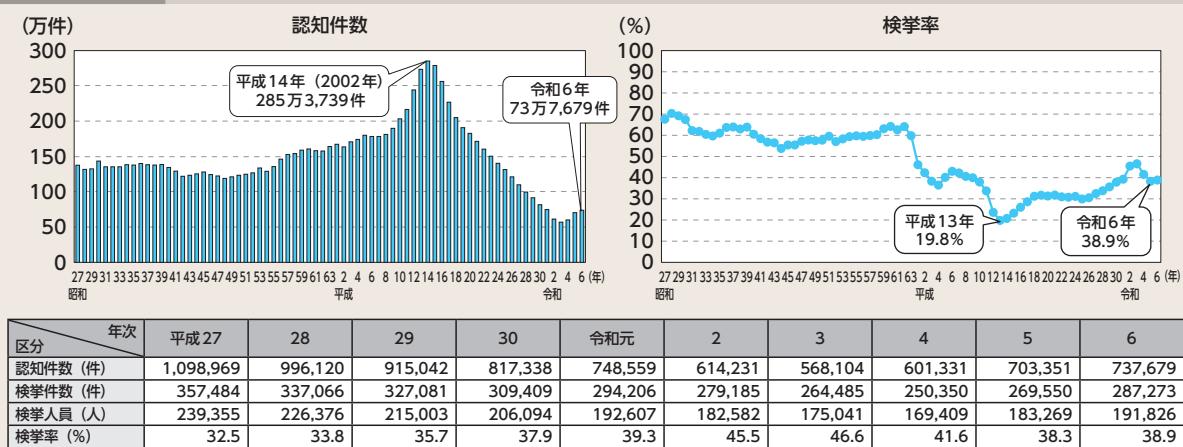
以上を踏まえれば、我が国の犯罪情勢は、厳しい状況にあると認められる。

1 刑法犯

（1）刑法犯の認知・検挙状況

刑法犯の認知・検挙状況の推移は、図表2-1のとおりである。

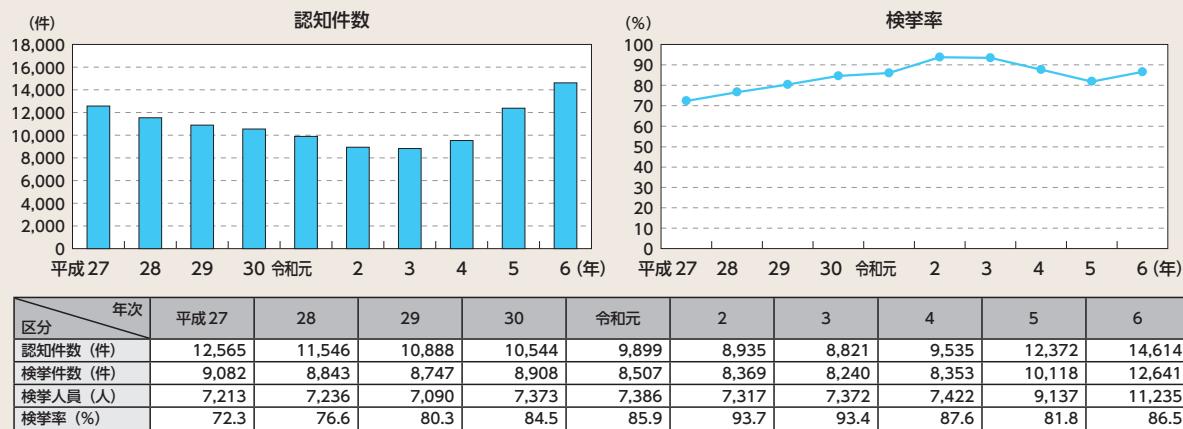
図表2-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和27年（1952年）～令和6年）



(2) 重要犯罪^(注)の認知・検挙状況

重要犯罪の認知・検挙状況の推移は、図表2-2のとおりである。

図表2-2 重要犯罪の認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）



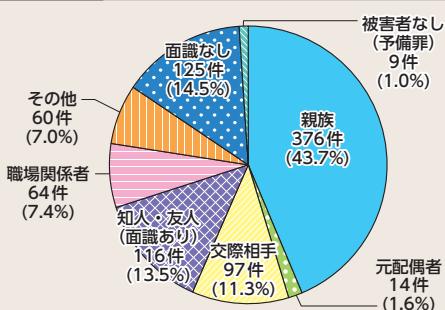
① 殺人

殺人の認知・検挙状況の推移は、図表2-3のとおりである。

図表2-3 殺人の認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）

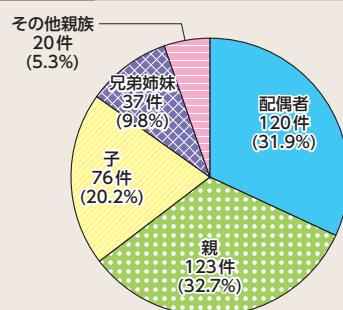


図表2-4 殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況(令和6年)



注：刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であることなどの理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟案件・処罰条件を欠くことが確認された事件（以下「解決事件」という。）を除く。

図表2-5 親族間の殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況(令和6年)



注1：解決事件を除く。
注2：統柄は、被害者からみた被疑者との続柄である。

② 強盗

強盗の認知・検挙状況の推移は、図表2－6のとおりである。

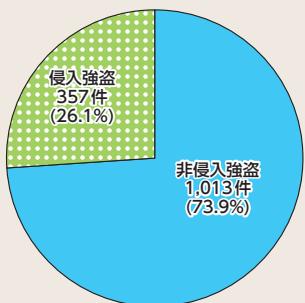
図表2－6

強盗の認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）



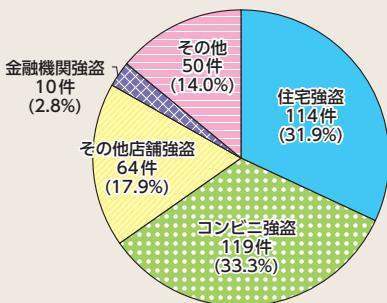
図表2－7

強盗の手口別認知状況
(令和6年)



図表2－8

侵入強盗の手口別認知状況
(令和6年)



③ 不同意性交等・不同意わいせつ

不同意性交等の認知・検挙状況の推移は、図表2－9のとおりである。

また、不同意わいせつの認知・検挙状況の推移は、図表2－10のとおりである。

図表2－9

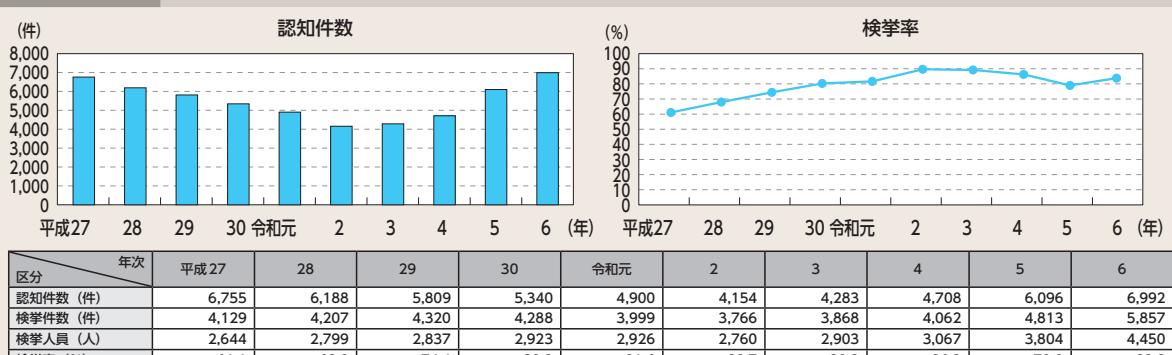
不同意性交等の認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）



注：平成29年7月12日以前に発生した事件については、強姦に係る数値を、令和5年7月12日以前に発生した事件については、強制性交等に係る数値を、それぞれ計上している。

図表2－10

不同意わいせつの認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）

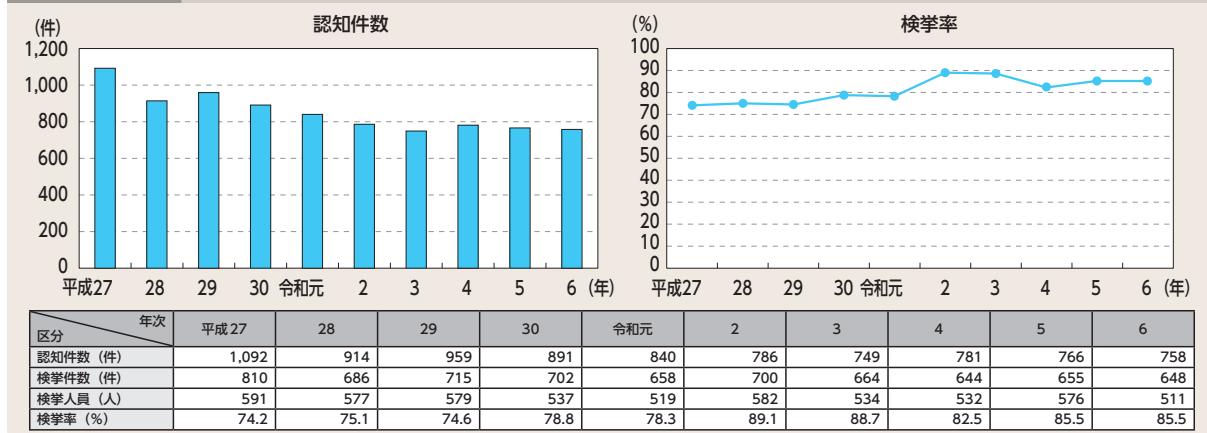


注：令和5年7月12日以前に発生した事件については、強制わいせつに係る数値を計上している。

④ 放火

放火の認知・検挙状況の推移は、図表2-11のとおりである。

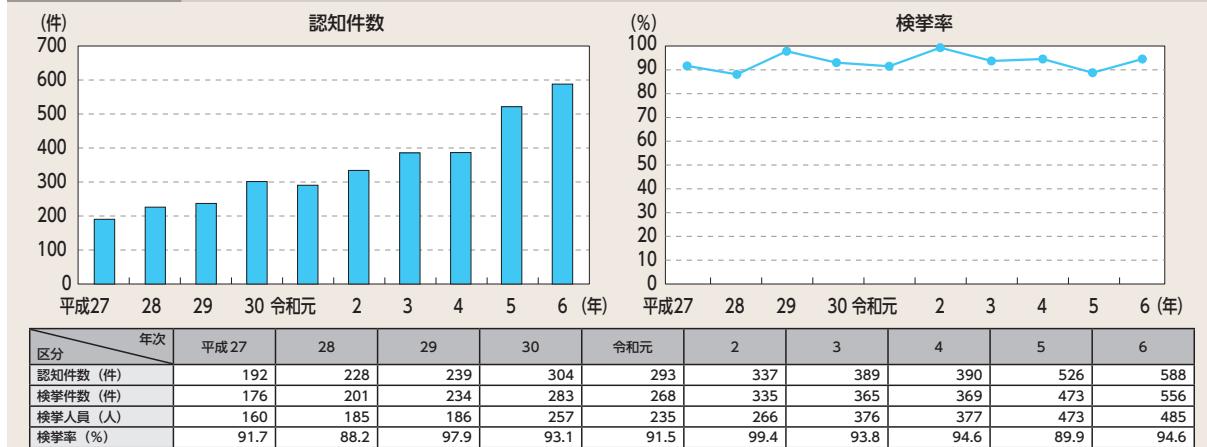
図表2-11 放火の認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）



⑤ 略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移は、図表2-12のとおりである。略取誘拐・人身売買の認知件数を被害者の男女別でみると、女性が被害者である割合は、令和6年は78.4%であった。

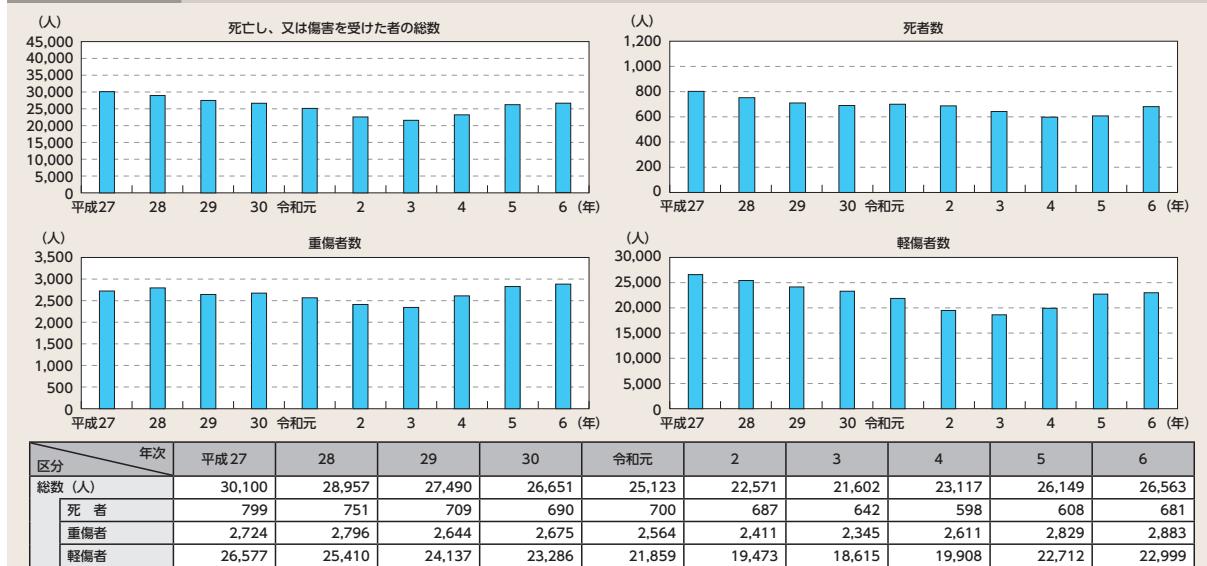
図表2-12 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）



（3）刑法犯による身体的被害の状況

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移は、図表2-13のとおりである。

図表2-13 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移（平成27年～令和6年）



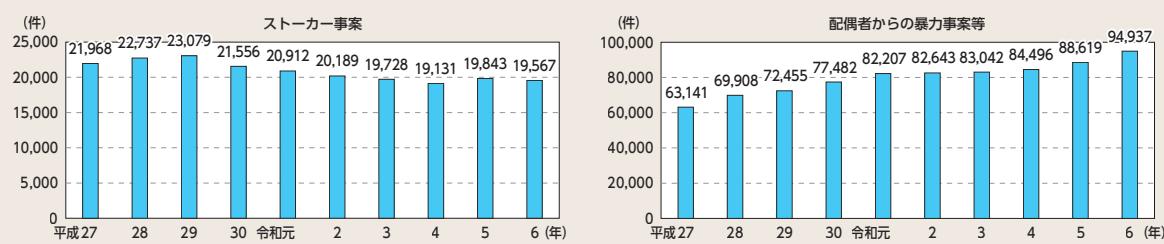
注：重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者をいう。

2 人身安全関連事案の現状と対策

(1) 人身安全関連事案の現状

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等^(注)の相談等件数及び対応状況の推移は、図表2-14から図表2-16までのとおりである。ストーカー事案の相談等件数は高水準で推移しており、また、令和6年中の配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、配偶者暴力防止法の施行以降、最多となった。

図表2-14 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移（平成27年～令和6年）



注：ストーカー事案には、執ようなつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑法法令に抵触しないものも含む。配偶者からの暴力事案等は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を指す。

図表2-15 ストーカー事案への対応状況の推移（令和2年～令和6年）

区分	年次	令和2	3	4	5	6	前年比増減 ^(注)
刑法等検挙（件）		1,518	1,581	1,650	1,708	1,743	35 (2.0%)
殺人（既遂）		1	1	1	0	0	±0 (-)
殺人（未遂）		7	3	10	18	11	△7 (△38.9%)
傷害		70	92	88	100	75	△25 (△25.0%)
暴行		165	158	137	146	122	△24 (△16.4%)
脅迫		220	195	210	227	187	△40 (△17.6%)
住居侵入		300	337	354	360	378	18 (5.0%)
その他		755	795	850	857	970	113 (13.2%)
ストーカー規制法違反検挙（件）		985	937	1,028	1,081	1,341	260 (24.1%)
ストーカー行為罪		868	812	897	961	1,108	147 (15.3%)
禁止命令等違反		117	125	131	120	233	113 (94.2%)
ストーカー規制法に基づく対応		2,146	2,055	1,868	1,534	1,479	△55 (△3.6%)
警告（件）		1,543	1,671	1,744	1,963	2,415	452 (23.0%)
警察本部長等への援助の申出の受理件数（件）		8,151	8,173	7,894	8,105	7,180	△925 (△11.4%)
その他の対応		11,347	11,565	11,798	12,184	12,228	44 (0.4%)
加害者への指導警告（件）		19,550	19,102	18,300	19,399	19,139	△260 (△1.3%)

注：令和5年の数値と比較した令和6年の増減数（括弧内は増減率）

図表2-16 配偶者からの暴力事案等への対応状況の推移（令和2年～令和6年）

区分	年次	令和2	3	4	5	6	前年比増減 ^(注)
刑法等検挙（件）		8,702	8,634	8,535	8,636	8,421	△215 (△2.5%)
殺人（既遂）		0	2	0	0	3	3 (-)
殺人（未遂）		110	108	116	111	129	18 (16.2%)
傷害		2,626	2,509	2,518	2,640	2,652	12 (0.5%)
暴行		5,183	5,230	5,096	5,026	4,672	△354 (△7.0%)
脅迫		159	133	128	132	138	6 (4.5%)
住居侵入		37	36	40	38	47	9 (23.7%)
その他		587	616	637	689	780	91 (13.2%)
保護命令違反検挙（件）		76	69	46	49	69	20 (40.8%)
配偶者暴力防止法に基づく対応		1,745	1,588	1,315	1,226	1,441	215 (17.5%)
裁判所からの書面提出要求 ^(注2) （件）		1,460	1,334	1,082	1,077	1,170	93 (8.6%)
警察本部長等への援助の申出の受理件数（件）		23,112	21,525	21,991	20,172	19,689	△483 (△2.4%)
その他の対応		57,147	59,241	60,539	66,090	71,098	5,008 (7.6%)
加害者への指導警告 ^(注4) （件）		74,908	74,517	74,040	77,548	83,564	6,016 (7.8%)

注1：令和5年の数値と比較した令和6年の増減数（括弧内は増減率）

2：申立人が相談した際の状況を記載した書面等の提出を警察が裁判所より求められた件数

3：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数

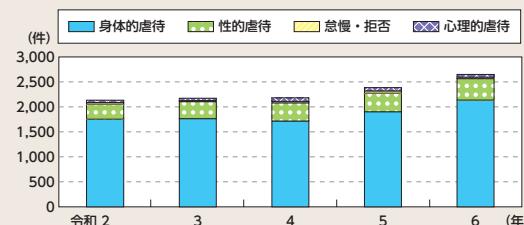
4：複数の対応をした場合は、それぞれに計上

注：平成25年6月に成立した配偶者暴力防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上している。

児童虐待事件については、令和6年中の検挙件数は2,649件、検挙人員は2,682人と、統計をとり始めた平成11年以降、過去最多となった。また、態様別検挙件数をみると、身体的虐待が全体の約8割を占めている。

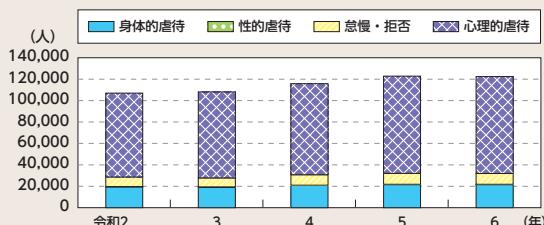
さらに、令和6年中に児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は12万2,378人と、過去最多であった前年より僅かに減少したが、依然として高い水準で推移している。態様別では、心理的虐待が9万418人と全体の約7割を占めている。

図表2-17 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移
(令和2年～令和6年)



区分	年次	令和2	3	4	5	6
検挙件数(件)		2,133	2,174	2,181	2,385	2,649
身体的虐待		1,756	1,766	1,718	1,903	2,136
性的虐待		299	339	365	372	431
怠慢・拒否		32	21	29	45	28
心理的虐待		46	48	69	65	54

図表2-18 警察から児童相談所に通告した児童数の推移
(令和2年～令和6年)



区分	年次	令和2	3	4	5	6
通告児童数(人)		106,991	108,059	115,762	122,806	122,378
身体的虐待		19,452	19,188	20,662	21,520	21,534
性的虐待		295	296	322	320	346
怠慢・拒否		8,859	8,271	9,805	10,205	10,080
心理的虐待		78,385	80,304	84,973	90,761	90,418

(2) ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対策

① 迅速かつ的確な対応の徹底

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等は、恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係に起因するものであり、近年の情報技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等も相まって、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすいものである。

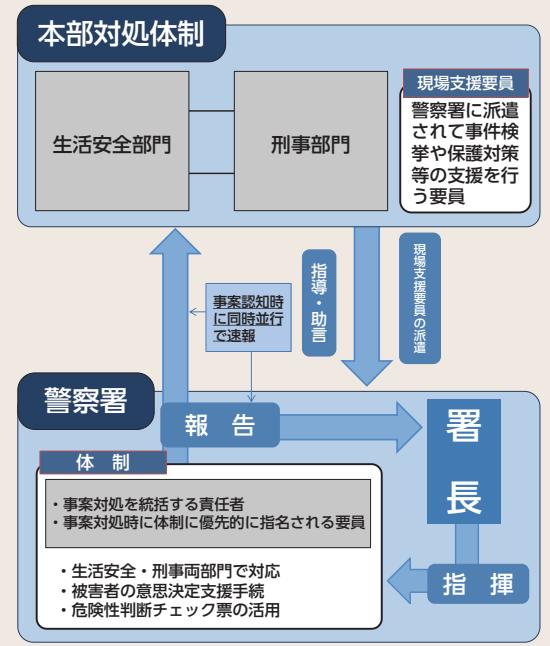
一方で、加害者の強い執着心や支配意識が危害意思に発展する場合もみられ、こうした場合には、加害者が検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあり。

警察では、都道府県警察本部の生活安全部門と刑事部門が連携して、事案を認知してから終結に至るまでの対処について警察署への指導等を一元的に行う体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙による加害行為の防止や被害者の保護措置等の組織的な対応を推進している。

この種の事案では、身近な者が加害者であるなどの理由から被害届の提出をためらう場合等もみられるため、当該事案のリスク、警察としてとり得る措置、被害者自身の決断の必要性を被害者に分かりやすく説明するなど、被害者の意思決定を的確に支援している。その際には、「危険性判断チェック票^(注1)」を活用するなどし、被害者等からの相談への対応に万全を期している。また、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合には、ホテル等を利用するための費用を公費で負担している^(注2)。

さらに、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、治療等を受けるよう働き掛けているほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置を見直している。

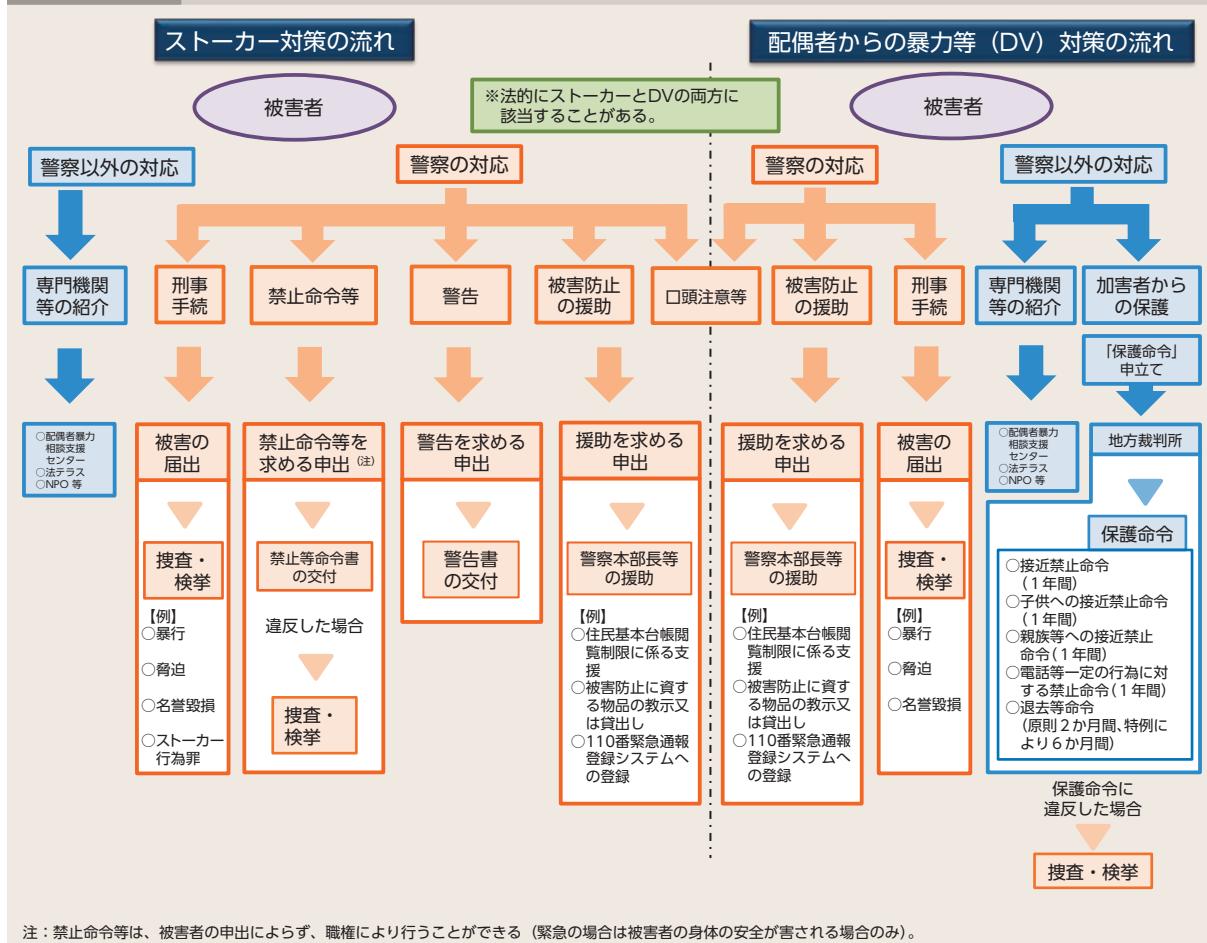
図表2-19 体制の確立



注1：ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等について相談をした被害者から、被害者本人や加害者の性格、日常行動等に関する項目について聴取し、殺人等の重大事案に発展する危険性・切迫性を判断する上での参考資料とするための票

2：108頁参照

図表2－20 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



注：禁止命令等は、被害者の申出によらず、職権により行うことができる（緊急の場合は被害者の身体の安全が害される場合のみ）。

CASE

令和6年4月、勤務先に対する嫌がらせの相談を女性から受け、捜査を行った結果、同女性に好意を抱いていた男（63）が、探偵業者に依頼し、同女性の住居等を特定した上で、同年5月、複数回にわたり同女性の住居付近を見張るなどしたことが判明したことから、同年6月、同男をストーカー規制法違反で逮捕した（京都）。

② 関係機関・団体と連携したストーカー対策

ストーカー事案に対し実効性のある対策を行うためには、社会全体での取組が必要であることから、警察庁では、平成27年3月にストーカー総合対策関係省庁会議が策定した「ストーカー総合対策」（令和4年7月改訂）、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、被害防止のための広報啓発、加害者に関する取組等を推進している。

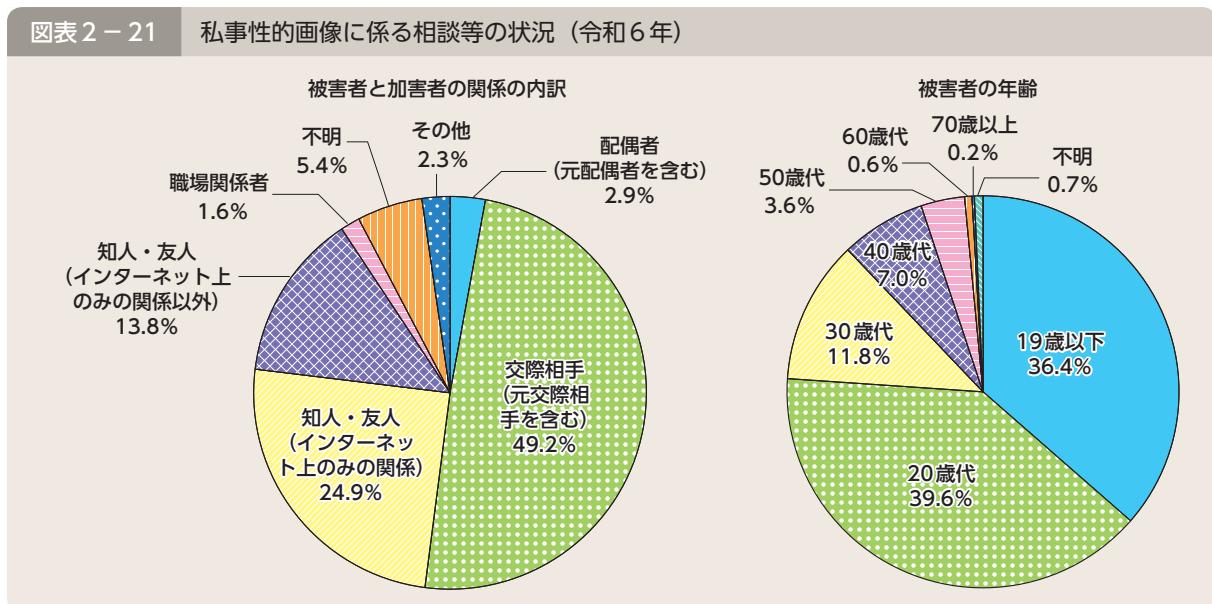
警察においては、平成28年度から、加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等から助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関等との連携を推進している。

③ リベンジポルノ等への対策

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、画像情報等の不特定多数の者への拡散が容易になったことから、交際中に撮影した元交際相手の性的画像等をその者の同意なくインターネット等を通じて公表する行為（リベンジポルノ等）により、被害者が長期にわたり回復し難い精神的苦痛を受ける事案が発生している。

令和6年中の私事性的画像^(注1)に関する相談等の件数^(注2)は2,128件であった。このうち、被害者と加害者の関係については、交際相手（元交際相手を含む。）が49.2%、インターネット上ののみの関係にある知人・友人が24.9%を占めており、また、被害者の年齢については、20歳代が39.6%、19歳以下が36.4%を占めている。さらに、私事性的画像被害防止法の適用による検挙件数は57件、脅迫、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の他法令による検挙は275件であった。

図表2-21 私事性的画像に係る相談等の状況（令和6年）



警察では、このような事案について、被害者の要望を踏まえつつ、違法行為に対して厳正な取締りを行うとともに、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の迅速な対応を講じている。また、広報啓発活動等を通じて、被害の未然防止を図っている。



会社員の男（34）が、知人女性の性的画像を不特定多数の者に提供させる目的で、令和6年3月から同年4月までの間、SNSの利用者に対して、同女性の個人情報及び性的画像の拡散を依頼し、同画像を提供していたことが判明したことから、同年6月、同男を私事性的画像被害防止法違反（公表目的の私事性的画像記録の提供）で逮捕した（兵庫）。

（3）児童虐待防止対策

児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難であるなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴を有している。

近年も重大な児童虐待事件が発生している状況であり、累次の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定等を踏まえ、政府一丸となって児童虐待防止対策が進められている。

① 児童の安全確保を最優先とした対応の徹底

警察では、児童虐待が疑われる事案を認知した際には、警察署長及び本部対処体制^(注3)に速報することとしており、本部対処体制においては警察署に対する指導・助言等の支援を行っている。

また、虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に対して、確実に児童虐待防止法に基づく通告を実施し、一時保護等の対応をとるよう求めているほか、児童虐待が疑われる事案については、通告に至らない場合であっても、児童相談所に対して、児童の身体の状況や保護者の対応等を客観的かつ具体的に情報提供することとしている。

注1：私事性的画像被害防止法第2条第1項に定める性交又は性交類似行為に係る人の姿態等が撮影された画像をいう。

2：私事性的画像記録又は私事性的画像記録物に関する相談のうち、私事性的画像被害防止法やその他の刑罰法令に抵触しないものを含む。

3：53頁参照

② 迅速かつ的確な捜査の遂行

児童相談所への通告と並行して、事案に応じて厳正な捜査を行い、事件化する場合には、必要な捜査をできる限り速やかに行い、捜査を契機とした児童の安全確保を図っている。

③ 児童の安全確保に向けた関係機関との連携の強化

ア 児童相談所との連携

警察では、児童相談所からの援助要請^(注1)に基づいて、児童相談所職員による児童の安全確認、一時保護等に警察官が同行し、児童相談所と連携した児童の安全確認及び安全確保に努めている。

また、児童相談所との合同研修を実施しているほか、児童相談所を設置する自治体からの要請に応じ、児童相談所における警察OB等の配置への協力を実施している^(注2)。

イ 学校・教育委員会との連携

警察では、通告等の対応に関して保護者から威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合等において、学校・教育委員会と連携して対応している。

ウ 要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携

警察では、自治体からの要請に基づいて、要保護児童対策地域協議会^(注3)に構成員として参画し、関係機関との間で児童虐待事案の情報共有等を行っている。

④ 被害児童に対する配意及び支援

児童虐待が疑われる事案では、関係機関との緊密な連携の下、これらの代表者が被害児童からの聴取を行うなど、被害児童の負担軽減及びその供述の信用性の担保に配慮して対応しているほか、児童に対するカウンセリング等の支援を実施している。

⑤ 警察における対応力の強化

警察では、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底するとともに、都道府県警察本部に、児童相談所等関係機関との連携や、児童虐待事案における専門的対応に関して警察職員への指導等を行う「児童虐待対策官」を設置するなど、警察における児童虐待への対応力の強化を図るための取組を推進している。

CASE

令和6年7月、児童相談所から警察署に、養父（29）に身体的虐待を受けている児童（3）の現状を確認してほしい旨の通報がなされた。警察官が同児童に接触したところ、同児童は目元附近を負傷しており、また、不衛生な養育環境が認められたため、児童相談所に通告した結果、同児童及び同児童の妹（2）は児童相談所により一時保護された。その後、児童相談所及び検察庁と協議し、三者の代表者による同児童からの事情聴取を行うなどした結果、同養父が同児童に対する虐待を行っていたことが判明し、同年9月、同養父を傷害罪で逮捕した（茨城）。

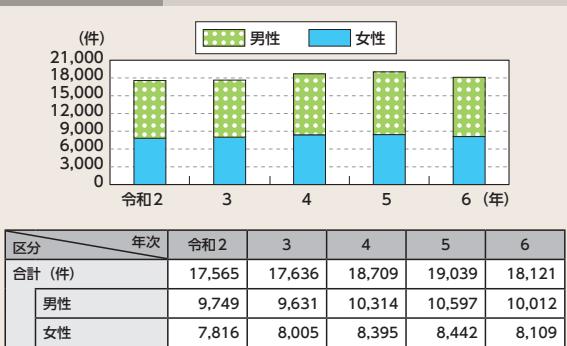
（4）認知症に係る行方不明者への対策

令和6年中の認知症に係る行方不明者届の受理件数は1万8,121件であり、依然として高い水準で推移している。

警察では、認知症に係る行方不明者の特性を踏まえ、地域における認知症高齢者等の見守りネットワークの効果的な活用や、関係機関・団体等と緊密に連携した行方不明者発見活動を推進している。

図表2-22

認知症に係る行方不明者届受理件数の推移
(令和2年～令和6年)



注1：児童虐待防止法第10条において、児童相談所長は、児童の安全確認又は一時保護を行う場合において、必要に応じて警察署長に援助を求めることができるとされている。

2：令和6年4月1日現在、警察職員106人、警察OB259人が児童相談所へ配置されている。

3：児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は、単独又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、関係機関・団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならないとされている。

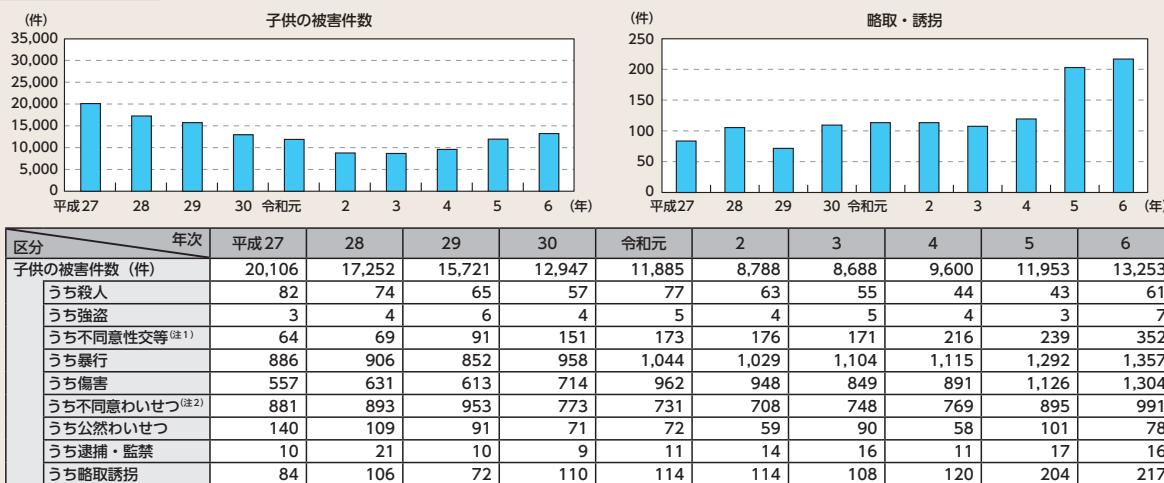
3 子供の安全を守るための取組

(1) 子供を犯罪から守るための取組

① 子供が被害者となる犯罪

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数(以下「子供の被害件数」という。)は、図表2-23のとおりである。同図表に掲げる罪種のうち、認知件数に占める子供の被害件数の割合が最も高い罪種は略取誘拐であり、令和6年中は36.9%(認知件数588件のうち217件)であった。

図表2-23 子供(13歳未満)の被害件数及び罪種別被害状況の推移(平成27年~令和6年)



注1：平成29年7月12日以前に発生した事件については、強姦に係る数値を、令和5年7月12日以前に発生した事件については、強制性交等に係る数値を、それぞれ計上している。

注2：令和5年7月12日以前に発生した事件については、強制わいせつに係る数値を計上している。

② 子供の生活空間における安全対策

ア 学校や通学路の安全対策

「登下校防犯プラン」(平成30年6月登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)等に基づき、警察では、子供が被害者となる犯罪を未然に防止し、子供が安心して登下校をすることができるよう、教育委員会・学校、自治体、保護者、見守りに関わる地域住民等と連携し、通学路や登下校時の集合場所等の点検を実施するとともに、こうした場所への重点的な警戒・パトロールを実施しているほか、スクールサポーター^(注)を学校へ派遣している。また、防犯ボランティア団体、事業者等の多様な担い手と連携した子供の見守り活動を行うなど、学校や通学路等における子供の安全確保に係る各種の取組を推進している。

このほか、令和5年3月、埼玉県内において、刃物を持った少年が学校に侵入し、教員に対して切り付ける事件が発生したことを受け、文部科学省において、不審者の学校侵入防止対策を強化することとされたことから、警察においても、安全対策に関して、教育委員会・学校に指導・助言をするなど、学校安全の確保に向けた対策の支援等を行っている。

イ 被害防止教育の推進

警察では、子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校等において学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇、ロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について子供が考えながら参加・体験ができる防犯教室、地域安全マップ作成会等を関係機関・団体と連携して開催している。また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

ウ 情報発信活動の推進

警察では、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供することができるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信を行うなど、地域住民に対する情報提供を実施している。

エ ボランティアに対する支援

警察では、「子供110番の家」として、危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体が行う見守り活動に関する指導や合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援している。

注：106頁参照

CASE

青森県警察では、令和6年9月及び同年10月、声掛け事案等の被害に遭いやすい小学生を対象として、保護者や防犯ボランティアを交えた参加・体験型の「地域安全マップづくり教室」を開催し、小学生の危機回避能力向上と地域全体の防犯能力向上を図った。



③ 子供女性安全対策班による活動の推進

警察では、都道府県警察本部に設置された子供女性安全対策班（JWAT^(注1)）が、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じている。検挙活動等に加え、これらの先制・予防的活動を積極的に推進していくことによって、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

④ 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用

警察では、16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

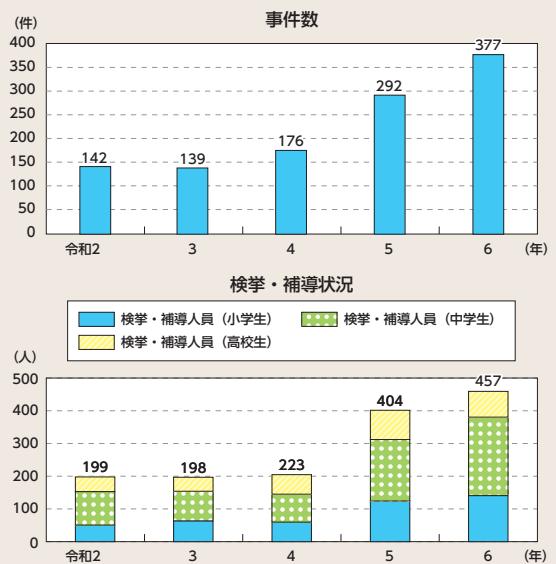
(2) いじめ事案への対応

近年のいじめ^(注2)に起因する事件数及び検挙・補導状況は図表2-24のとおりであり、いずれも前年より大幅に増加した。また、令和6年中の検挙・補導人員（457人）のうち、その約5割を中学生が占めている。

警察では、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づき、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の悪質性、重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒（以下「被害児童等」という。）及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、必要な対応を推進している。

図表2-24

いじめに起因する事件数と検挙・補導状況の推移(令和2年～令和6年)

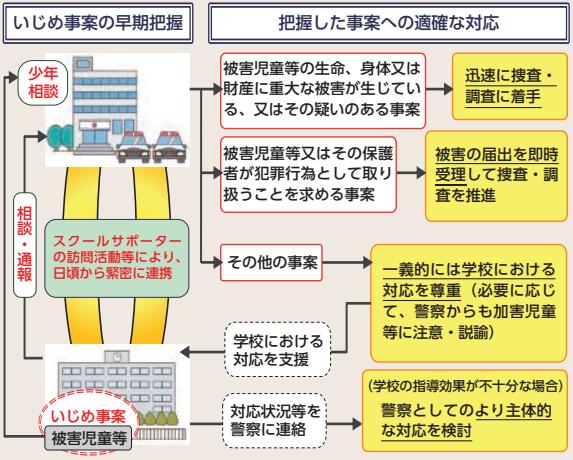


図表2-25

警察によるいじめ事案への対応

◆基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、事案の悪質性、重大性及び緊急性、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。



注1：Juvenile and Woman Aegis Teamの略

2：いじめの定義は、平成25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。

(3) 少年^(注1)の福祉を害する犯罪への対策と有害環境対策

警察では、福祉犯^(注2)の取締り、被害少年の発見・保護、インターネット上の違法情報・有害情報の把握等をはじめ、少年を取り巻く有害環境対策を推進している。特に児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害^(注3)に係る対策については、令和4年5月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、関係機関・団体等と連携して以下の取組を推進している。

① 少年の福祉を害する犯罪への対策

福祉犯の被害少年数及び検挙件数は図表2-26のとおりであり、令和5年に改正刑法及び性的姿態撮影等処罰法が施行されたことを受けて、福祉犯に面会要求等罪や性的姿態等撮影罪が追加されたことなどから、令和6年は被害少年数、検挙件数が共に大幅に増加した。

被害少年を早期に発見・保護とともに、新たな被害を発生させないため、警察では、積極的な取締り等の取組を推進している。また、国民からの情報提供、インターネット・ホットラインセンター（IHC）^(注4)からの通報、街頭補導活動、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めるとともに、情報の分析、積極的な取締り等を推進している。

ア 児童買春事犯等^(注5)

児童買春事犯等の検挙件数は、前年より増加した。中でも、不同意性交等罪の検挙件数は前年から752件（106.1%）、不同意わいせつ罪の検挙件数は前年から443件（26.2%）それぞれ増加した。

図表2-26 福祉犯の検挙件数等の推移
(令和2年～令和6年)



注：面会要求等罪及び性的姿態撮影等処罰法違反については、令和5年から計上

図表2-27 児童買春事犯等の検挙件数の推移（令和2年～令和6年）

年次 罪種	令和2	3	4	5	6	前年比増減 ^(注)
検挙件数（件）	4,210	4,178	4,144	4,418	4,850	432 (9.8%)
不同意わいせつ（児童が主たる被害者）	1,341	1,404	1,464	1,694	2,137	443 (26.2%)
不同意性交等（児童が主たる被害者）	460	444	474	709	1,461	752 (106.1%)
児童買春	637	627	630	577	416	△161 (△27.9%)
淫行させる行為（児童福祉法）	166	114	90	79	63	△16 (△20.3%)
みだらな性行為等（青少年保護育成条例）	1,606	1,589	1,486	1,359	773	△586 (△43.1%)

注：令和5年の数値と比較した令和6年の増減数（括弧内は増減率）

注1：20歳未満の者

2：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為等）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務等）等が挙げられる。

3：児童に対する性的搾取（児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を図る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいう。）及びその助長行為（児童買春の周旋、児童買春等目的の人身売買、児童の性に着目した形態の営業のための場所の提供、児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等をいう。）

4：121頁参照（第3章）

5：不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）及びみだらな性行為等（青少年保護育成条例）

イ 児童ポルノ

令和6年中の児童ポルノ事犯の検挙件数、検挙人員及び被害児童数^(注)は図表2-28のとおりである。被害態様別でみると、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が約4割を占めた。

警察では、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループや児童ポルノ販売グループによる悪質な事犯等に対する取締りの強化、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼、被害児童に対する支援等を推進している。

また、オンライン上の児童ポルノ事犯が国内だけでなく海外でも発生していることから、国内外の情勢や取組、取締り手法等を共有するため、外国捜査機関や民間事業者等を招致し、「子供の性被害防止セミナー」を開催して関係機関との連携強化を図ったほか、国際連携強化の一環として、6つの国と地域（日本、シンガポール、韓国、香港、タイ及びマレーシア）において、オンライン上の児童ポルノ事犯の取締りに係る国際協同オペレーションを実施し、合計で544人の被疑者を検挙した。



「子供の性被害防止セミナー」の開催状況

図表2-28 児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移
(令和2年～令和6年)

区分\年次	令和2	3	4	5	6
検挙件数(件)	2,757	2,969	3,035	2,789	2,783
検挙人員(人)	1,965	1,989	2,053	1,849	1,424
被害児童数(人)	1,320	1,458	1,487	1,444	1,265



国際協同オペレーションにおける被疑者の検挙状況

② 少年を取り巻く有害環境への対策

繁華街等において、JKビジネス等の少年に有害な影響を与える悪質な営業が行われており、こうした営業に巻き込まれた少年が児童買春等の犯罪被害に遭うことが懸念されることから、警察では、各地域の実態の把握に努めるとともに、これらの営業において稼働している児童等に対する補導、立ち直り支援等の取組を推進している。

また、少年にとって有害な商品等を取り扱う店等に対して、少年の健全育成のための自主的措置が促進されるよう指導・要請を行うなど、有害環境対策を推進している。

警察では、時代とともに有害環境が変遷していることを踏まえ、現状に応じた対策を推進することとしている。



有害な商品を扱う自動販売機の調査状況

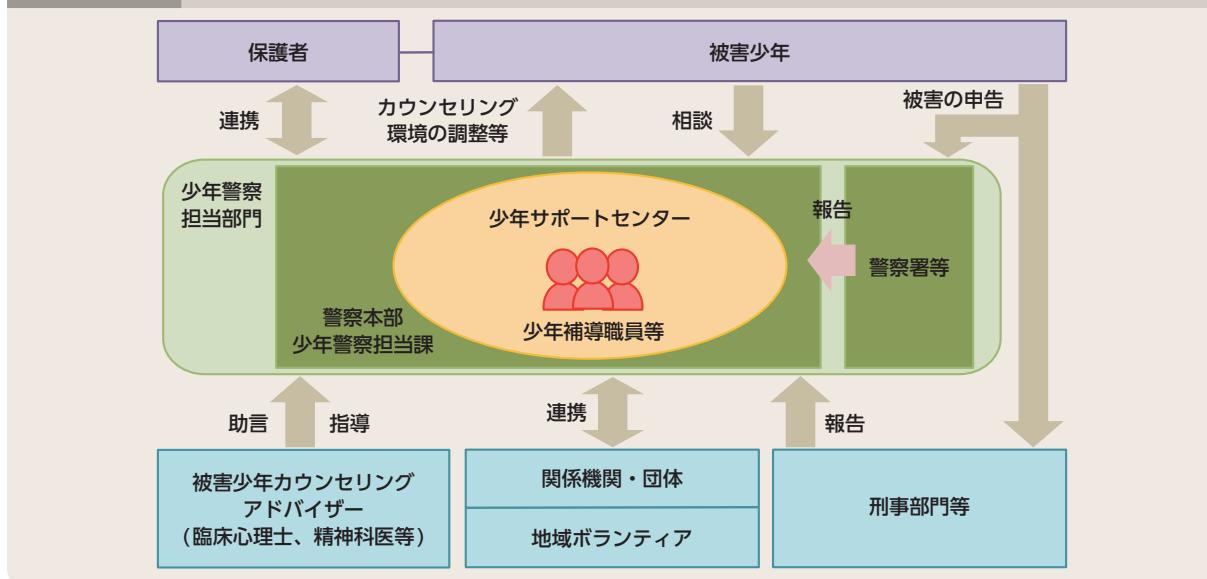
注：児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに特定された被害児童数

(4) 少年の犯罪被害への対応

警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、警察本部に設置された少年サポートセンター等に所属する少年補導職員^(注)を中心として、カウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようしている。

また、犯罪の被害に遭った児童からの事情聴取については、繰り返し重複した事情聴取が行われる場合、児童にとって過度な心身の負担となるおそれがあることなどから、検察及び児童相談所との連携を強化し、警察を含めた三者の代表者による事情聴取や早期情報共有等を推進している。

図表2-29 被害少年の支援



注：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視総監又は道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。令和7年4月1日現在、全国に814人の少年補導職員が配置されている。

4 国民の財産を狙う事犯への対策

(1) 財産犯^(注1)の被害額の罪種別状況

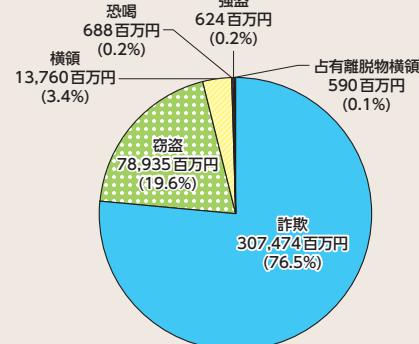
財産犯の被害額の推移は、図表2-30のとおりである。

令和6年の財産犯の被害額の罪種別状況は、図表2-31のとおりである。

図表2-30 財産犯の被害額の推移（平成27年～令和6年）



図表2-31 財産犯の被害額の罪種別状況（令和6年）



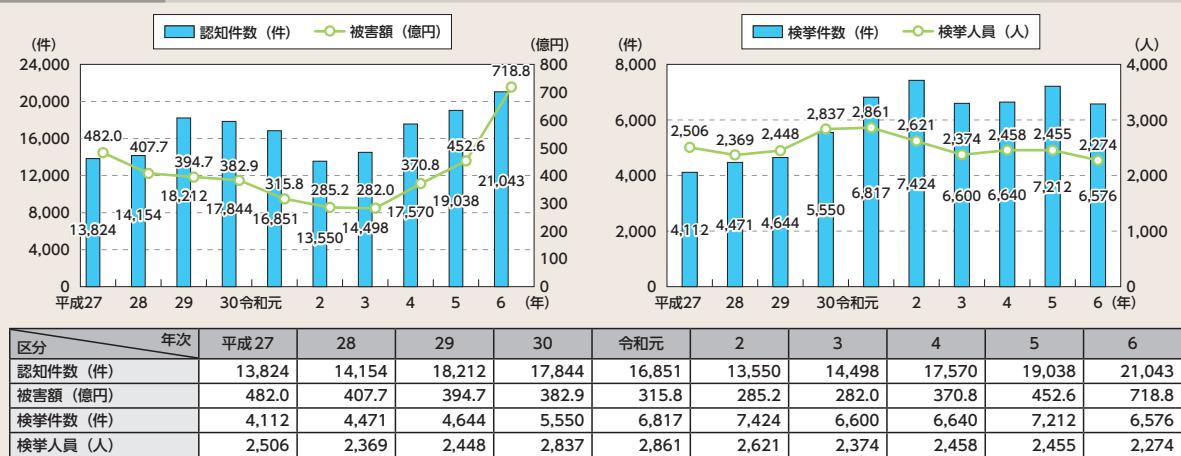
(2) 特殊詐欺等への対策

① 特殊詐欺等の情勢

特殊詐欺の認知・検挙状況の推移は、図表2-32のとおりである。

令和6年中の特殊詐欺^(注2)の認知件数は4年連続、被害額は3年連続で増加し、被害額は過去最高となるなど、高齢者を中心に多額の被害が生じており、極めて深刻な情勢にある。

図表2-32 特殊詐欺の認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）



また、令和6年中において、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が急増し、同年中の被害額は、特殊詐欺の被害額を大きく上回る約1,272億円に上るなど、極めて憂慮すべき状況にある^(注3)。

注1：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

2：10頁参照（特集）

3：2頁参照（特集）

② 「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」等に基づく対策の推進

令和7年4月に開催された犯罪対策閣僚会議において、一層複雑化・巧妙化する詐欺等の被害から国民を守るため、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」^(注)が決定され、政府を挙げた詐欺等に対する取組を抜本的に強化することとされた。同対策に基づき、警察では、金融機関やコンビニエンスストア等と連携した各種詐欺防止対策のほか、利用者の本人確認強化等の各種サービスの不正利用を防止するための対策や国際電話利用契約の利用休止等の特殊詐欺に悪用される電話への対策といった犯行ツール対策及び効果的な取締り等を推進している。また、高い発信力を有する著名な方々で構成される「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（略称：SOS47）では、特殊詐欺等の被害に遭いやすい高齢者への働き掛けのみならず、社会全体における特殊詐欺等の被害防止対策の一層の浸透を目指し、デジタル空間も含めた多種多様な媒体を活用するなどして、被害防止に向けたメッセージを継続的に発信している。



国際電話利用契約の利用休止に関する広報啓発資料



警察官特別防犯支援官による活動状況



コンビニエンスストアとの連携強化による特殊詐欺被害防止対策の推進

コンビニエンスストアは、長年にわたる「セーフティステーション活動」を通じて、女性や子供の駆け込み対応、高齢者の保護、特殊詐欺の未然防止等に貢献している。

警察では、地域防犯力の向上につながるこうした活動を支援するため、店舗ごとに指定した担当警察官による定期的な立ち寄り等を強化する取組（いわゆる「コンビニサポートポリス」）を全国において展開しており、特殊詐欺被害防止対策においても、店舗関係者との連携を強化しながら、詐欺の被害が疑われる客への声掛け等を推進している。



担当警察官によるコンビニエンスストア店舗立ち寄り状況

(3) 侵入窃盗対策

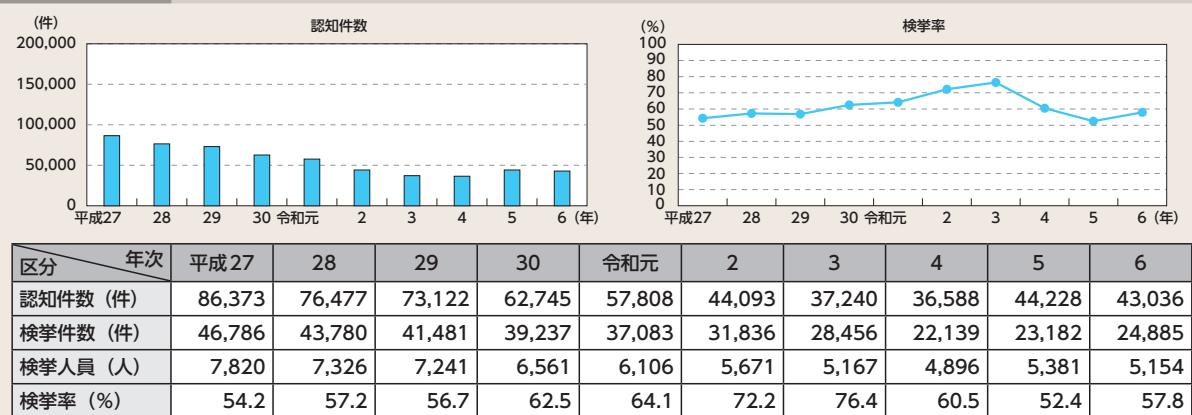
侵入窃盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-33のとおりである。侵入窃盗の認知件数は、ピーク時である平成14年（33万8,294件）以降おおむね減少傾向にあり、令和6年中は4万3,036件と、前年より減少した。警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、平成16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品（CP部品）を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めており、目録には令和7年3月末現在で17種類3,504品目が掲載されている。また、警察庁のウェブサイトに「住まいの防犯110番」^(注)を開設し、侵入犯罪対策の広報啓発を推進している。



CPマーク

CP部品だけが表示できる共通標章
でCrime Prevention（防犯）の
頭文字を図案化したもの

図表2-33 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）



注 : <https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top.html>



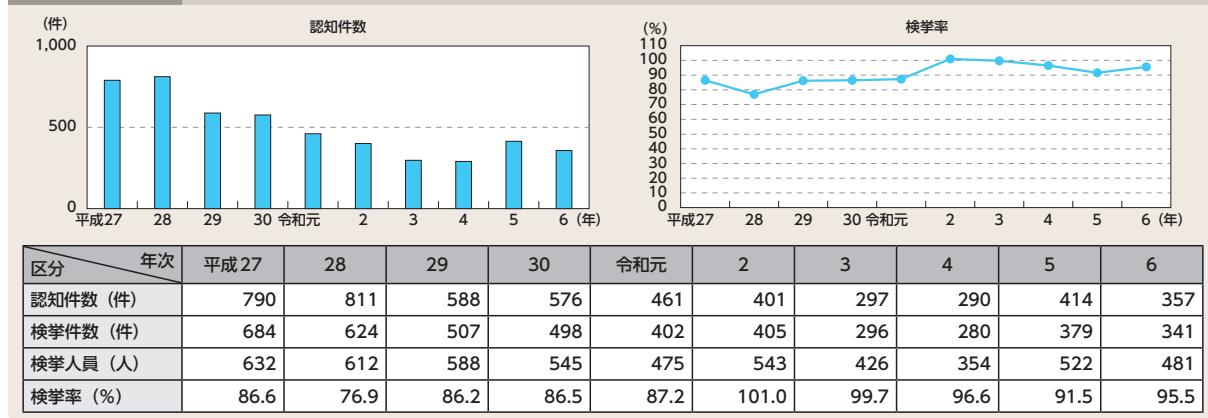
(4) 侵入強盗対策

侵入強盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-34のとおりである。侵入強盗の認知件数は、ピーク時である平成15年（2,865件）以降おおむね減少傾向にあり、令和6年中は357件と、前年より減少した。

警察では、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗対策として、防犯体制、現金管理の方法、店舗等の構造、防犯設備等について基準を定め、警察官の巡回や機会を捉えた防犯訓練等を実施している。

また、令和6年8月以降、関東地方を中心に相次いで発生した、SNS等で実行犯を募集する手口による連続強盗等事件を受け、防犯カメラの増設が必要な場所を整理するなど、地域防犯力の強化に向けた取組を行っている。

図表2-34 侵入強盗の認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）



(5) 自動車盗対策

自動車盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-35のとおりである。

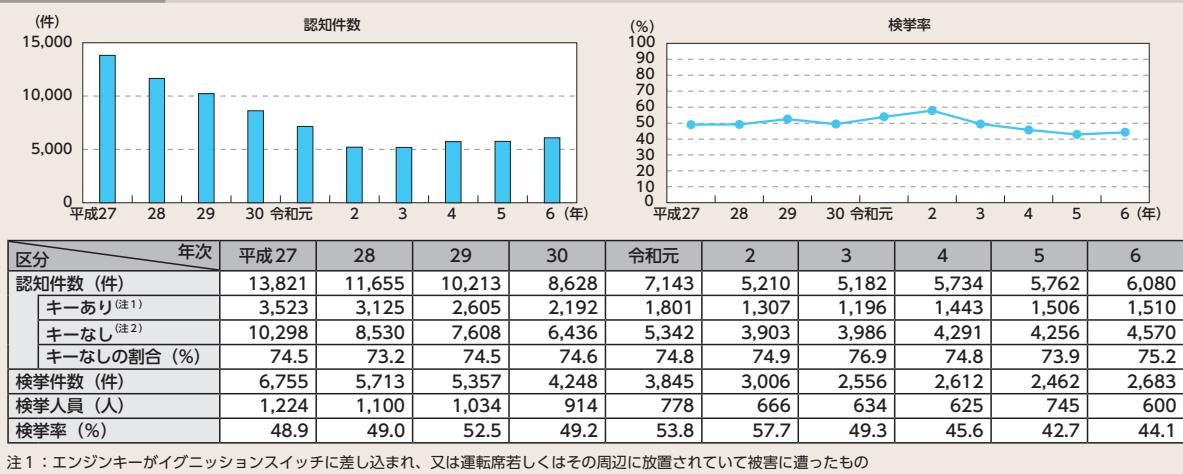
警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間19団体から構成される「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」では、「自動車盗難等防止行動計画」（平成14年1月策定、令和4年12月改定）に基づき、イモビライザ^(注1)等の盗難防止装置やナンバープレート盗難防止ネジ等の普及促進、自動車の使用者に対する防犯指導、広報啓発等を推進している。

こうした取組等の結果、近年における自動車盗の認知件数はピーク時である平成15年（6万4,223件）と比較すると1割以下にまで減少しているが、令和6年中は6,080件と、3年連続で増加傾向にある。また、近年、外国人グループ等により、高値で取引される車種を対象とした自動車盗が実行され、盗品が海外へ不正に輸出されるなどの事案が発生するなど、治安上の課題となっている。このことから、警察庁にワーキンググループを設置し、警察庁ウェブサイトに掲載している「車名別盗難台数の状況」の更新頻度を上げるなどして、国民に対する注意喚起を図るなど、部門横断的な取組を行っている^(注2)。

注1：エンジンキーに埋め込まれた送信機から発するIDコードと、車両本体の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければ、エンジンが始動しない電子式盗難防止装置

注2：36頁参照（トピックスIV）

図表2－35 自動車盗の認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）



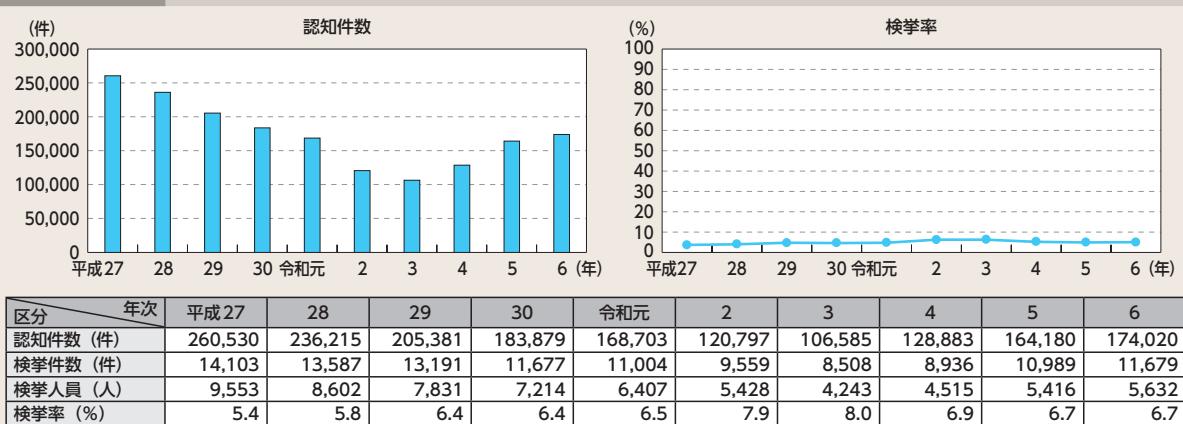
(6) 自転車盗対策

自転車盗の認知・検挙状況の推移は、図表2－36のとおりである。

警察庁の要請を踏まえ、平成12年以降、業界団体において、不正開錠に強い錠の普及が促進されたことなどから、ピーク時である平成13年（52万1,801件）以降、自転車盗の認知件数はおおむね減少傾向にあったが、令和6年中は17万4,020件と、3年連続で増加傾向にある。

警察では、引き続き関係機関・団体等と連携し、自転車の利用者に対して施錠の励行や防犯登録の呼び掛けを行うなど、自転車の盗難防止及び被害回復に向けた取組を推進している。

図表2－36 自転車の認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）



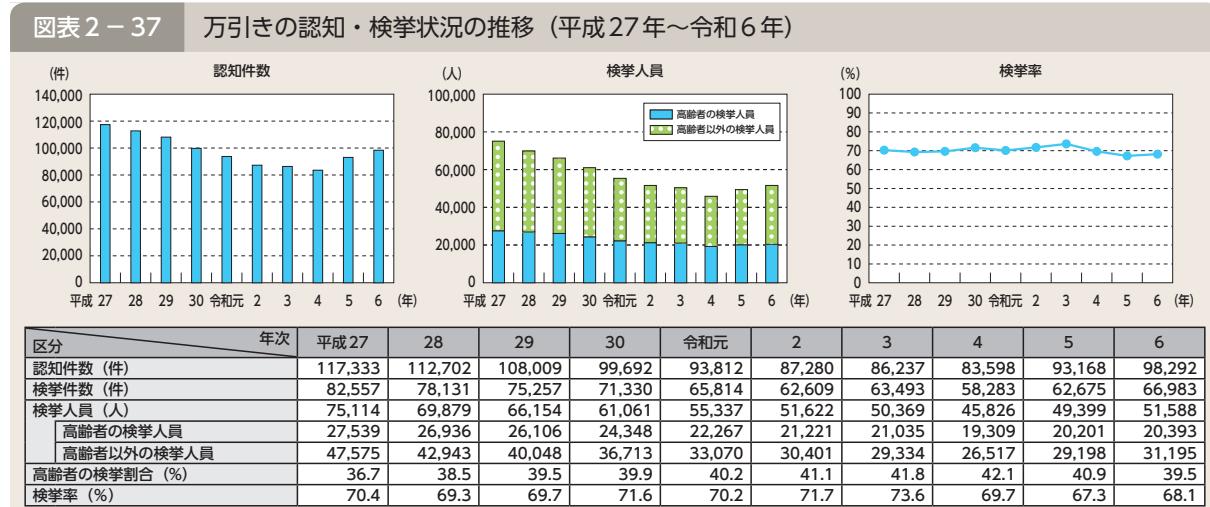
(7) 万引き対策

万引きの認知・検挙状況の推移は、図表2－37のとおりである。万引きの認知件数は平成22年以降減少傾向にあったが、令和6年中は9万8,292件と、2年連続で増加し、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合は13.3%と高い水準にある。また、万引きの検挙人員全体に占める65歳以上の高齢者の割合は高い水準にあり、令和6年中は39.5%であった。

近年、一部の外国人が窃盗グループを形成し、海外にいる首謀者からの指示により、国内にいる実行役が化粧品や医薬品、衣料品等を大量に万引きするとともに、万引きした商品を海外で転売するために、盗品回収役の業者が当該商品を輸出するといった組織的犯行に及んでいる例も見受けられる。

警察では、万引きを許さない社会気運の醸成や規範意識の向上を図るため、関係機関・団体等と連携した広報啓発を行うなど、社会を挙げた万引き防止に向けた取組を推進するとともに、組織的な大量万引き事犯に対し実効的な対策を講じるため、警察庁にワーキンググループを設置し、部門横断的な取組を行っている^(注1)。特に、ドラッグストアにおける大量万引き事犯が治安上の課題となっていることを踏まえ、警察庁において防犯対策指針を作成し、業界団体に対して、自主的な防犯対策について働き掛けを行っている。

図表2－37 万引きの認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）



（8）ひったくり対策

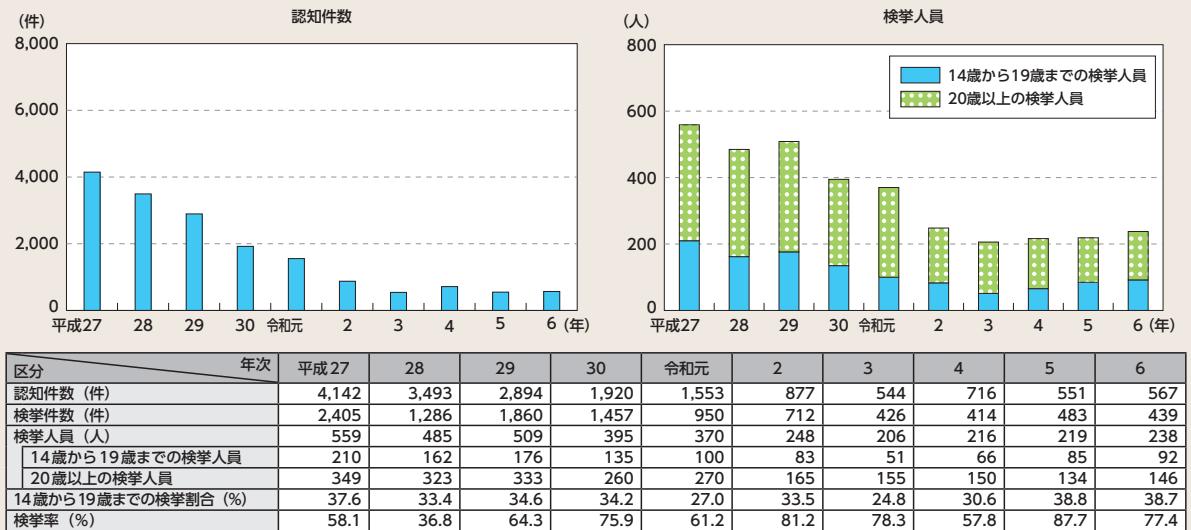
ひったくりの認知・検挙状況の推移は、図表2－38のとおりである。ひったくりの認知件数は、ピーク時である平成14年（5万2,919件）以降、おおむね減少傾向にあり、同年から令和6年にかけて5万2,352件（99.0%）減少した。また、ピーク時の平成14年中にひったくりの検挙人員全体の69.3%を占めていた14歳から19歳までの検挙人員は大きく減少している（ひったくりの検挙人員全体の減少数への寄与率^(注2)は、71.7%）。これらの要因を一概に断定することは困難であるが、街頭防犯カメラの設置や街頭防犯活動等、官民一体となった取組が効果を上げていることや、少年の人口が減少していることなどが考えられる。

注1：36頁参照（トピックスIV）

2：データ全体の変化を100とした場合に、構成要素となるデータの変化の割合を示す指標

一方で、身近な場所で発生する犯罪であるひったくりは、依然として国民に不安を与えている^(注1)ことから、警察では、ひったくり事件の発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について広報啓発を行っているほか、関係機関・団体等と協力し、自転車用のひったくり防止カバー等の普及を促進するなどしている。

図表2－38 ひったくりの認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）



(9) 金属盗対策

金属盗の認知・検挙状況の推移は、図表2－39のとおりである。

金属盗の認知件数は、統計をとり始めた令和2年以降増加傾向にあり、令和6年中は2万701件であった。

近年、外国人グループ等により太陽光発電施設内の銅線が大量に窃取されるなど、組織的な金属盗等が実行され、治安上の課題となっている。警察では、この種事犯に対し実効的な対策を講じるため、関係機関・団体と連携して、事業者等に対し、防犯情報を提供するとともに、警察庁にワーキンググループを設置し、部門横断的な取組を行っている^(注2)。

図表2－39 金属盗の認知・検挙状況の推移（令和2年～令和6年）



注1：内閣府が令和3年度に実施した「治安に関する世論調査」(<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r03/r03-chian/r03-chian.pdf>)によれば、「あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれない不安になる犯罪は何ですか」との問い合わせ（複数回答）に対して、「すり、ひったくりなどの携行品を盗む犯罪」と答えた者は24.4%であり、ひったくりに不安を覚えている国民が少なくないことが分かる。

2：36頁参照（トピックスIV）



(10) 悪質商法事犯対策

① 利殖勧誘事犯^(注1)

利殖勧誘事犯の検挙状況の推移は、図表2-40のとおりである。令和6年中は、預り金に関連した事犯^(注2)の検挙が目立った。

利殖勧誘事犯では、被害者が被害に遭ってから気付くまでに時間を要する場合が多いことから、警察では、同事犯の被害拡大防止のため、早期の事件化を図るとともに、犯罪に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供等を推進しており、令和6年中は同事犯に関する情報提供を366件実施した。

図表2-40 利殖勧誘事犯の検挙状況の推移（平成27年～令和6年）

区分 年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
検挙事件数（事件）	37	24	43	41	41	38	46	37	43	49
検挙人員（人）	116	87	115	123	176	130	144	106	127	162

図表2-41 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（令和6年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員等（人）	被害額等
合計	49	162	8	86,128	1,776億215万円
未公開株に関連した事犯	1	6	0	227	3億800万円
公社債に関連した事犯	1	25	1	1,300	80億円
集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯	7	27	1	5,307	228億7,262万円
デリバティブ取引に関連した事犯	10	31	3	73,785	1,379億8,989万円
上記以外の預り金に関連した事犯	21	42	1	940	52億4,292万円
その他の事犯	9	31	2	4,569	31億8,871万円

注：被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

CASE

会社役員の男（43）らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、平成28年3月頃から令和4年10月頃にかけて、インターネット上で店頭デリバティブ取引の自動売買システム取引サイトを運営して、全国の顧客約1万8,100人から証拠金約13億3,700万円の預託を受け、顧客を相手方として店頭デリバティブ取引を行い、もって、無登録で第一種金融商品取引業を行った上、顧客らに同取引業におけるクレジットカード決済によって支払わせた証拠金を、同男らが管理する会社名義の普通預金口座に振込入金させ、犯罪収益等の取得につき、事実を仮装するなどした。令和6年5月までに、同男ら13人及び3法人を金融商品取引法違反（無登録営業）で、同男ら8人及び1法人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で、会社役員の男（41）ら2人及び1法人を職業安定法違反（有害業務の職業紹介）で検挙した（神奈川）。

注1：出資法、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯。捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。

2：勧誘時に「元本保証」をうたったことにより、出資法第2条にいう預り金（業として、不特定多数の者から元本を保証して金銭を受け入れる行為）に該当する事犯で、商材が未公開株、公社債、集団投資スキーム（ファンド）及びデリバティブ取引に該当しないもの。勧誘時に「元本保証」をうたってはいるものの、投資の名目とされる商材が明確ではない場合を含む。

② 特定商取引等事犯^(注)

特定商取引等事犯の検挙状況の推移は、図表2-42のとおりである。令和6年中の検挙事件を類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙が目立った。

特定商取引等事犯では、被害者が被害に遭っていることに気付いたとしても、被害者自身で解決しようとして届出までに時間を要する場合がみられるほか、依然として高齢者宅を狙った住宅リフォーム工事等の点検商法に係る事犯等が確認されていることから、警察では、ウェブサイト等を通じて警察や関係機関への早期の相談を呼び掛けている。

図表2-42 特定商取引等事犯の検挙状況の推移（平成27年～令和6年）

区分\年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
検挙事件数（件）	155	131	164	120	132	132	106	111	108	113
検挙人員（人）	250	264	274	227	230	204	179	251	194	228

図表2-43 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（令和6年）

類型	検挙事件数（件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員等（人）	被害額等
合計	113	228	38	41,589	97億6,853万円
訪問販売	92	190	28	7,074	72億6,969万円
電話勧誘販売	2	2	0	23	2,010万円
連鎖販売取引	2	8	0	2,050	8億5,279万円
訪問購入	13	24	9	32,184	15億5,785万円
その他	4	4	1	258	6,808万円

注1：その他とは、通信販売、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引である。

2：被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

CASE

会社役員の男（42）らは、令和5年5月から令和6年8月にかけて、訪問販売に係る屋根裏修繕工事等の役務提供契約について勧誘をするに際し、顧客方屋根裏にシロアリが生息しておらず、駆除の必要がないのに、「柱がボロボロになっています。シロアリです。工事が必要です。このまま放っておいたらまずいですよ」などとうそを言い、4県の約460人から約4億2,000万円をだまし取るなどした。令和6年11月までに、同男ら8人を詐欺罪及び特定商取引法違反（不実の告知等）で、1法人を特定商取引法違反（不備書面交付）で検挙した（石川）。

注：訪問販売、電話勧誘販売等で事実と異なることを告げるなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引法違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯

(11) 通貨偽造犯罪対策

偽造日本銀行券の発見枚数^(注1)の推移は図表2-44のとおりであり、近年は、精巧に偽造された日本銀行券が海外から日本国内へ大量に持ち込まれる事案が発生している。

また、令和6年7月、20年ぶりに新しい日本銀行券が発行された。新しい日本銀行券には、従来の偽造防止技術に加え、3Dホログラム等、新たに高度な偽造防止技術が施されている。

警察庁では、財務省、日本銀行等と連携して、不審な通貨を見つけた場合には、直ちに警察や日本銀行に届け出るように呼び掛けるなどして、引き続き国民の注意を喚起している。

図表2-44 偽造日本銀行券の発見枚数の推移（平成27年～令和6年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
合計(枚)		1,208	2,730	839	1,698	2,887	2,693	2,110	948	681	2,723
一万円券		793	2,637	713	1,523	2,836	2,643	2,075	906	583	2,445
五千円券		33	24	28	29	14	3	11	20	20	158
二千円券		16	2	0	0	3	2	0	0	0	3
千円券		366	67	98	146	34	45	24	22	78	117

memo

「従来の紙幣は使えなくなる」などとかたる詐欺等に注意！

警察庁では、新しい日本銀行券の発行に便乗して、「従来の紙幣は使えなくなる」などとかたり、新紙幣との交換名目に紙幣をだまし取ろうとする詐欺等の被害を防止するため、財務省及び日本銀行と連携し、ポスターやウェブサイトを活用した広報啓発活動に努めている。



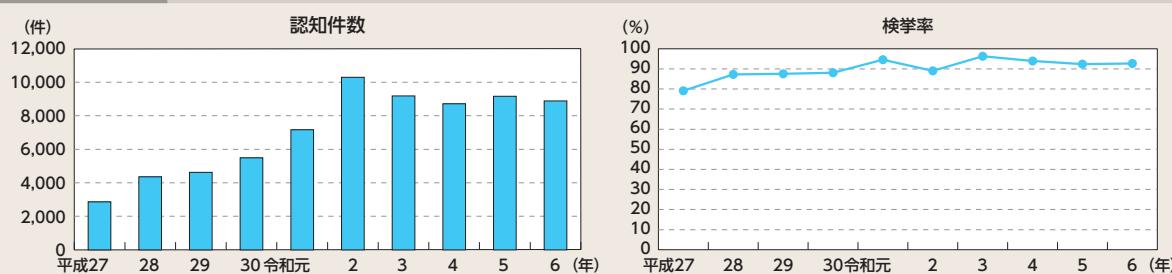
偽造防止対策ポスター

(12) カード犯罪^(注2)対策

カード犯罪の認知・検挙状況の推移は、図表2-45のとおりである。

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失等の届出があった場合にカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。

図表2-45 カード犯罪の認知・検挙状況の推移（平成27年～令和6年）



区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
認知件数(件)		2,866	4,358	5,488	6,775	7,160	10,286	9,179	8,712	9,156	8,885
検挙件数(件)		2,268	3,800	4,049	4,837	585	578	492	524	490	569
検挙人員(人)		478	632	715	696	585	578	492	524	490	569
検挙率(%)		79.1	87.2	87.6	94.6	89.0	96.3	93.9	92.4	92.7	92.7

注1：届出等により警察が押収した枚数

注2：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

(13) ヤミ金融事犯対策

ヤミ金融事犯の検挙状況の推移は、図表2-46のとおりであり、無登録・高金利事犯^(注1)の検挙事件数及び検挙人員は、近年減少傾向にあったものの、令和6年中は増加に転じ、ギフトカードの売買を仮装した手口やいわゆる「先払い買取現金化」の手口^(注2)等の巧妙な手口による犯罪が発生している。また、貸金業に関する犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯（ヤミ金融関連事犯）については、前年より減少している。

なお、無登録・高金利事犯のうち、携帯電話や預貯金口座を利用して非対面で実行されるものについては、令和6年中は、検挙事件数の22.9%、検挙人員の41.7%を占めている。また、暴力団が関与した事犯の割合は、20.0%であった。

警察では、ヤミ金融事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、レンタル携帯電話等の解約に関する事業者への要請等の総合的な対策を行っており、令和6年中の同事犯に関する金融機関への情報提供件数は7,477件、レンタル携帯電話事業者への解約要請件数は668件であった。

図表2-46 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移（平成27年～令和6年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
検挙事件数（件）		442	528	743	718	639	592	502	627	671	639
無登録・高金利事犯		140	139	135	130	118	106	85	60	56	70
ヤミ金融関連事犯		302	389	608	588	521	486	417	567	615	569
検挙人員（人）		608	662	881	814	724	701	598	708	732	710
無登録・高金利事犯		267	257	236	207	191	197	167	128	101	127
ヤミ金融関連事犯		341	405	645	607	533	504	431	580	631	583

CASE

会社役員の男（43）らは、貸金業の登録を受けることなく、令和2年5月頃から令和5年4月頃にかけて、インターネット上で融資を申し込んできた顧客約3,500人に対し、ギフトカードを代金先払い買い取ったかのように仮装して、法定利息の約23倍から約50倍で金銭を貸し付け、返済のためギフトカードを郵送させ、それを買取り店で現金化する方法により、元利金合計約4億9,600万円を受領した。令和6年6月までに、同男ら8人及び1法人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（脱法行為）等で検挙した（神奈川）。

注1：貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）に係る事犯

2：先払いによる商品売買を装い、商品の先払いの代金として実質的に金銭を交付した上で、後日売買契約を解除させ、代金の返還と高額な違約金を求めるという形をとることで、実質的に貸付けを行う手口

(14) 知的財産権侵害事犯対策

① 商標権侵害事犯^(注1)及び著作権侵害事犯^(注2)

知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移は、図表2-47のとおりである。偽ブランド事犯等の商標権侵害事犯及び海賊版事犯等の著作権侵害事犯においては、インターネットを利用して侵害行為が行われる場合が多いことから、警察では、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めている。

また、不正商品対策協議会^(注3)の活動への参加をはじめ、権利者等と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

図表2-47 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（令和2年～令和6年）

区分	年次		令和2		3		4		5		6	
	事件数 (事件)	人員 (人)										
合計	441	523	485	547	458	520	385	468	334	433		
商標法違反（偽ブランド事犯等）	280	326	280	304	264	289	239	274	222	260		
著作権法違反（海賊版事犯等）	112	123	148	149	130	141	98	109	65	83		
その他	49	74	57	94	64	90	48	85	47	90		

図表2-48 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国・地域別押収状況の推移（令和2年～令和6年）

区分	年次		令和2		3		4		5		6	
	総数（点）		58,686		61,145		66,270		59,922		64,987	
韓国		2,527		789		5,858		467		895		
中国		35,501		60,077		54,076		57,309		63,750		
ベトナム		259		184		436		2,117		222		
香港		9,599		10		0		4		0		
台湾		567		7		142		0		0		
タイ		4,019		9		4,799		0		0		
フィリピン		74		0		532		0		40		
その他		6,140		69		427		25		80		

② 営業秘密侵害事犯^(注4)

営業秘密侵害事犯については、令和6年中、22事件45人を検挙した。

警察では、各都道府県警察で指定された営業秘密保護対策官が、営業秘密の侵害に係る相談への対応や、事件化する場合の捜査等について、第一線たる警察署の捜査員等に必要な指導を行うことなどにより、警察における対応能力の一層の向上を図っているほか、被害の早期届出の必要性について企業に啓発するための取組を推進している。



電気通信事業者の元派遣社員の男（63）は、令和5年1月、不正の利益を得る目的で、勤務する会社の営業秘密の管理に係る任務に背き、同社から貸与されたパソコンを操作して、同社が管理するサーバコンピュータにアクセスし、同社の営業秘密である顧客情報のファイルデータを同パソコンに保存して複製し、営業秘密を領得するとともに、領得した営業秘密を開示した。令和6年1月、同男を不正競争防止法違反（営業秘密の領得・開示）で逮捕した（岡山）。

注1：商標法違反に係る事犯

2：著作権法違反に係る事犯

3：不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

4：不正競争防止法第21条第1項、第2項、第4項及び第5項に係る事犯

5 構造的な不正事案への対策

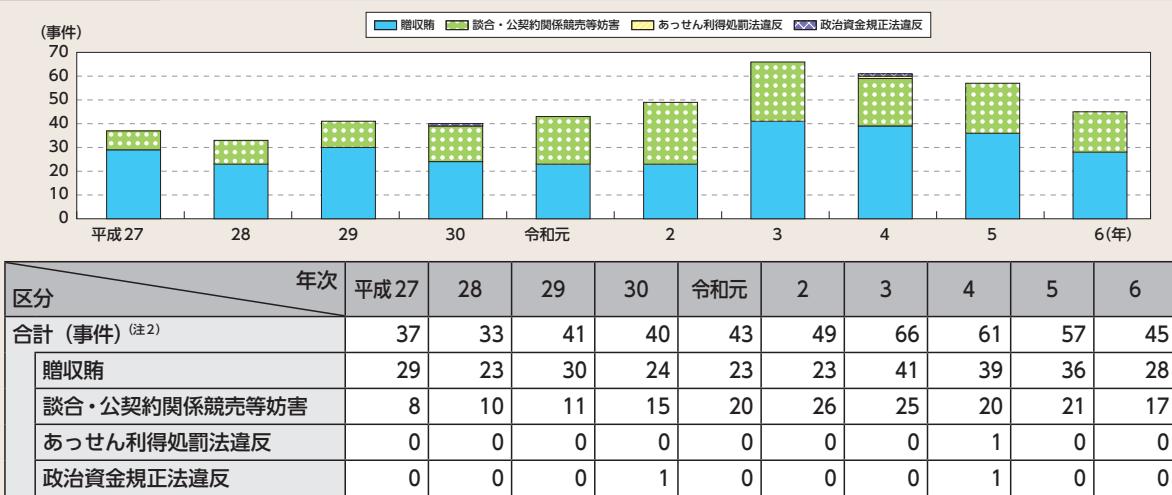
(1) 政治・行政をめぐる不正事案

国又は地方公共団体の幹部職員等による贈収賄事件、入札談合等関与行為防止法違反事件、公契約関係競売等妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正は依然として後を絶たない。

しかし、このような事案は、直接の被害者がおらず、金品の受渡し等は密室で行われることが多いことから、通常は被害申告や目撃者の証言等が期待できず、端緒情報の把握や犯罪事実の立証は容易ではない。

警察では、このような事案に対し、端緒情報の把握に努めるとともに、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。

図表2－49 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数^(注1)の推移（平成27年～令和6年）



注1：公職選挙法違反事件を除く。

2：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上している。



元岐阜県池田町長の男（76）は、令和4年7月に執行された保育園の空調機設置工事の入札に關し、電気工事会社の代表取締役の男（62）に対し、他の指名業者に関する情報を漏えいし、その謝礼等として、現金100万円を收受した。令和6年6月から同年7月までに、同元町長の男を収賄罪等で逮捕した（岐阜）。



第50回衆議院議員総選挙（令和6年10月27日施行）の際、大阪府太子町議会議員の男（55）は、令和6年10月、選挙運動員2名に対し、特定の候補者への投票を依頼するなどの選挙運動の報酬として、現金合計6万7,000円を供与した。同年11月、同町議会議員の男を公職選挙法違反（買収）で逮捕した（大阪）。

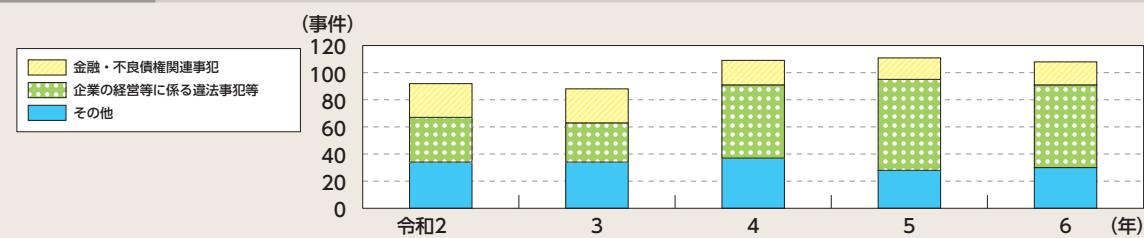
(2) 経済をめぐる不正事案

企業の役職員らが組織の内部統制を逸脱したことによる背任、詐欺、横領等の違法事案のほか、金融機関からの各種融資をめぐる詐欺事犯や、国及び地方公共団体の補助金等の不正受給事犯が後を絶たない状況にある。また、弁護士や税理士といった社会的地位を有する者による詐欺、横領等の犯罪も発生している。

警察では、これらの金融・不良債権関連事犯、企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯、財政侵害事犯その他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。また、様々な投資名目で消費者等が被害に遭う詐欺事件等においては、被害者が多数・広域に及ぶ場合があることから、関係する都道府県警察が連携を図っている。

このような事案に対しては、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であることから、都道府県警察においては、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を運用して事案の早期解明を図っている。

図表2-50 経済をめぐる不正事案の検挙事件数の推移（令和2年～令和6年）



注1：企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯及び財政侵害事犯

2：金融・不良債権関連事犯及び企業の経営等に係る違法事犯等以外の国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪

CASE

機械工具の販売加工等を事業目的とする会社の元代表取締役の男（69）らは、融資金名目で金銭をだまし取ろうと考え、同社が資金繰りに窮しているにもかかわらず、経営状態が良好であるかのように装い、内容虚偽の決算報告書を金融機関に提出して融資申込みを行い、令和4年12月から令和5年2月にかけて、2つの金融機関から合計11億円をだまし取った。令和6年6月から同年7月までに、同男ら3人を詐欺罪で逮捕した（警視庁）。

CASE

不動産販売業の男（33）らは、認知症である高齢者の心神耗弱に乗じて金銭をだまし取ろうと考え、同高齢者に不動産を共同所有とする不動産売買契約を締結させた上、令和5年6月、同男らが管理する口座に現金合計5,000万円を振込入金させた。令和6年6月、同男ら4人を準詐欺罪で逮捕した（警視庁）。

CASE

さいたま市PTA協議会の元会長である男（59）らは、令和4年4月、自己の用途に費消する目的で、同協議会のため預かり保管中の預金を現金出金するなどし、合計485万円を横領した。令和6年6月、同男ら3人を業務上横領罪で逮捕した（埼玉）。

CASE

弁護士の男（48）は、令和5年12月から令和6年1月にかけて、会社役員の男（51）らが詐欺の被害金回復等をうたい、弁護士でないのに報酬を得る目的で業として法律事務を取り扱った際、同男らに自らの弁護士名義を利用させた。同年6月から同年8月までに、弁護士の男ら13人を弁護士法違反（非弁護士との提携の禁止等）で逮捕した（警視庁）。

6 国民の健康を害する事犯への対策

(1) 保健衛生事犯^(注1)対策

保健衛生事犯の検挙状況の推移は、図表2-51のとおりである。

警察では、厚生労働大臣の承認を受けていない医薬品を広告・販売するなどの医薬品医療機器等法違反、無資格で美容施術を行う美容師法違反等の国民の健康被害に直結する保健衛生事犯の取締りを行っている。

図表2-51 保健衛生事犯の検挙状況の推移（令和2年～令和6年）

区分	年次		令和2		3		4		5		6	
	事件数 (事件)	人員 (人)										
合計	280	348	251	315	209	257	257	319	278	333		
薬事関係事犯	63	106	46	73	42	62	48	70	50	67		
医事関係事犯	27	37	24	47	15	28	22	45	35	59		
公衆衛生関係事犯	190	205	181	195	152	167	187	204	193	207		

CASE

健康食品等製造販売会社役員の女（51）らは、同会社の業務に関し、薬局開設者及び医薬品販売業の許可を受けず、かつ、法定の除外事由がないのに、業として、令和4年12月から令和5年2月にかけて、医薬品を発送して販売するなどした。令和6年1月までに、同女ら2法人3人を医薬品医療機器等法違反（無許可販売等）で検挙した（神奈川）。

(2) 食の安全に係る事犯^(注2)対策

食の安全に係る事犯の検挙状況の推移は、図表2-52のとおりである。

警察では、食の安全に係る事犯の取締りを推進するとともに、関係機関との連携の強化に努めている。

図表2-52 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移（平成27年～令和6年）

区分	年次											
	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6		
検挙事件数（件）	31	32	26	26	30	14	14	12	22	23		
食品衛生関係事犯	22	21	21	21	19	10	8	8	11	13		
食品の産地等偽装表示事犯	9	11	5	5	11	4	6	4	11	10		
検挙人員（人）	61	62	38	51	36	28	23	27	39	32		
食品衛生関係事犯	29	42	28	32	22	15	16	13	15	15		
食品の産地等偽装表示事犯	32	20	10	19	14	13	7	14	24	17		
検挙法人（法人）	13	17	6	10	14	4	5	5	13	10		
食品衛生関係事犯	6	11	3	5	3	0	0	2	3	1		
食品の産地等偽装表示事犯	7	6	3	5	11	4	5	3	10	9		

注1：薬事関係事犯（医薬品医療機器等法違反、薬剤師法違反等）、医事関係事犯（医師法違反、歯科医師法違反等）及び公衆衛生関係事犯（食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等）

注2：食品衛生関係事犯（食品衛生法違反等）及び食品の産地等偽装表示事犯（不正競争防止法違反等）

7 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

警察では、風営適正化法に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を行っている。

① 風俗営業の状況

風俗営業の許可数（営業所数）は、近年、継続的に減少している。

図表2－53 風俗営業の許可数の推移（令和2年～令和6年）

区分	年次	令和2	3	4	5	6
総数（件）		82,492	80,565	78,934	77,311	76,859
第1号営業（キャバレー、料理店等）		61,818	60,796	60,200	59,459	59,516
第2号営業（低照度飲食店）		38	37	34	30	24
第3号営業（区画席飲食店）		1	1	1	1	2
第4号営業		16,704	15,849	14,805	13,906	13,310
まあじゃん屋		7,597	7,312	7,061	6,734	6,513
ぱちんこ屋等 ^(注)		9,035	8,458	7,665	7,083	6,706
その他		72	79	79	89	91
第5号営業（ゲームセンター等）		3,931	3,882	3,894	3,915	4,007

注：ぱちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技をさせる営業

② 性風俗関連特殊営業の状況

性風俗関連特殊営業の状況についてみると、近年、店舗型性風俗特殊営業の届出数は、継続的に減少し、無店舗型性風俗特殊営業及び映像送信型性風俗特殊営業の届出数は、継続的に増加している。

図表2－54 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（令和2年～令和6年）

区分	年次	令和2	3	4	5	6
総数（件）		32,066	32,349	32,926	33,270	33,890
店舗型性風俗特殊営業		7,402	7,215	7,041	6,842	6,651
第1号営業（ソープランド等）		1,207	1,185	1,199	1,211	1,201
第2号営業（店舗型ファッショナレス等）		723	707	681	654	646
第3号営業（ストリップ劇場等）		98	95	98	94	88
第4号営業（ラブホテル等）		5,183	5,042	4,885	4,724	4,563
第5号営業（アダルトショッピング等）		124	120	114	98	95
第6号営業（出会い系喫茶等）		67	66	64	61	58
無店舗型性風俗特殊営業		21,837	22,021	22,389	22,535	22,761
第1号営業（派遣型ファッショナレス等）		20,512	20,674	20,995	21,142	21,346
第2号営業（アダルトビデオ等通信販売）		1,325	1,347	1,394	1,393	1,415
映像送信型性風俗特殊営業		2,641	2,935	3,321	3,741	4,333
店舗型電話異性紹介営業		45	41	37	30	29
無店舗型電話異性紹介営業		141	137	138	122	116

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店営業の届出数は、近年、継続的に減少している。

図表2－55 深夜酒類提供飲食店営業の届出数の推移（令和2年～令和6年）

年次	令和2	3	4	5	6
総数（件）	264,359	261,149	260,730	257,930	256,728

④ 特定遊興飲食店営業の状況

特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数）は、近年、継続的に増加している。

図表2－56 特定遊興飲食店営業の許可数の推移（令和2年～令和6年）

年次	令和2	3	4	5	6
総数（件）	418	459	494	520	572

(2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

① 売春事犯

売春事犯の検挙件数及び検挙人員はいずれも増減を繰り返している。具体的には、SNS等を利用して、売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように誘引する事犯や、マッサージ店を仮装して、不特定多数の男性客を相手に売春をさせる事犯がみられる。

このほか、売春グループが、海外での売春を女性に勧めるといった事例もみられる。

図表2-57 売春防止法違反の検挙状況の推移（令和2年～令和6年）

区分	年次		令和2		3		4		5		6	
	件数 (件)	人員 (人)										
総数	400	396	426	378	467	366	437	381	413	381		
勧誘等	222	219	269	266	239	236	277	270	237	235		
周旋等	97	86	74	64	115	55	69	40	79	58		
売春をさせる契約	43	9	45	11	81	21	49	3	50	14		
場所提供等	32	60	28	29	28	45	28	60	34	62		
売春をさせる業	3	19	5	8	3	5	4	2	4	3		
その他	3	3	5	0	1	4	10	6	9	9		



マッサージ店経営者の中国人の女（45）は、令和6年5月、同店従業員である中国人の女性を店に居住させ、不特定の男性客を相手に売春させることを業とした。同年8月までに、経営者の女を売春防止法違反（売春をさせる業）等で、従業員の女性を入管法違反（資格外活動）等で逮捕した（京都）。

② 風俗関係事犯

近年、風営適正化法による検挙件数は、おおむね減少傾向にある一方で、検挙人員はおおむね増加傾向にある。

また、わいせつ事犯に関しては、インターネットを利用して、わいせつな動画を販売する事犯やわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯がみられる。

さらに、賭博事犯に関しては、いわゆるオンラインカジノを利用した賭博事犯がみられるほか、店舗の内外に複数の監視カメラを設置する、見張り役の従業員を常時配置する、身分確認を行って常連客以外の客を排除するなど、警察の取締りから逃れるための対策が巧妙化している。

図表2-58 風営適正化法違反の検挙状況の推移（令和2年～令和6年）

区分	年次		令和2		3		4		5		6	
	件数 (件)	人員 (人)										
総数	1,022	1,195	936	926	874	959	882	1,029	737	1,048		
無許可営業	161	221	148	161	131	189	172	335	199	378		
客引き・つきまとい等	155	244	100	136	134	197	153	194	124	200		
禁止区域等営業	174	312	167	290	192	323	149	250	147	269		
従業者名簿の備付義務	95	34	102	29	88	16	85	20	31	5		
年少者使用	80	108	91	110	56	60	59	60	72	59		
接客従業者の国籍等の確認	71	1	77	2	75	5	57	2	24	2		
20歳未満の者への酒類等提供	90	157	57	102	44	69	49	79	46	69		
広告宣伝	32	0	47	0	44	0	37	0	3	0		
無届営業・届出書の虚偽記載等	26	16	16	6	11	6	25	21	15	11		
構造設備・遊技機の無承認変更	29	31	19	16	23	31	18	19	21	21		
名義貸し	34	28	37	34	21	19	23	19	21	18		
その他	75	43	75	40	55	44	55	30	34	16		

図表2-59 わいせつ事犯の検挙状況の推移（令和2年～令和6年）

区分	年次		令和2		3		4		5		6	
	件数 (件)	人員 (人)										
総数	2,671	1,947	2,763	2,015	2,436	1,823	2,343	1,670	2,066	1,553		
公然わいせつ	1,784	1,379	1,846	1,452	1,587	1,319	1,703	1,325	1,694	1,337		
わいせつ物頒布等	887	568	917	563	849	504	640	345	372	216		

(3) 人身取引事犯等への対策

① 人身取引事犯の検挙・保護の状況

警察では、令和4年に政府が策定した「人身取引対策行動計画2022」等に基づき、出入国在留管理庁等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な雇用主、ブローカー等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び人身取引（性的サービスや労働の強要等）の実態解明を図っている。また、関係国の大蔵館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っているほか、被害者の早期保護のため、警察等に情報提供や被害申告をするよう呼び掛けるリーフレットを複数の言語で作成し、これをウェブサイトに掲示するとともに、関係機関等を通じて周知するなどの取組を行っている。

さらに、人身取引事犯の被害者等による警察への通報を促すため、SNSの広告配信を活用した広報を実施している。

令和6年中の人身取引事犯の検挙人員は57人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は63人で、その国籍については、日本が約9割を占めており、日本人被害者の年齢は、18歳未満が約7割を占めていた。



人身取引事犯の被害者向けリーフレット



SNSの広告配信を活用した人身取引対策の広報



会社員の男（26）らは、令和5年12月から令和6年3月にかけて、知人女性を自己の管理する場所に居住させ、不特定の男性客を相手に売春させることを業とした。同年9月、同男らを売春防止法違反（売春をさせる業）で逮捕した（山梨）。

② アダルトビデオ出演被害問題への対策

アダルトビデオ出演被害問題に対し、警察では、各都道府県警察で指定された統括責任者を中心として、各種法令を適用した厳正な取締り、被害防止のための広報啓発、相談体制の充実等を推進している。



アダルトビデオ制作販売会社役員の男（42）は、令和5年4月から同年6月にかけて、出演者の女性との間で性行為映像制作物の出演契約を締結しようとするに際し、あらかじめ、説明書面等を交付等しなかった。令和6年1月、同男をAV出演被害防止・救済法違反（説明書面等の不交付等）で逮捕した（長崎）。

(4) 銃砲等及び刀剣類の適正管理と危険物対策

① 銃砲等及び刀剣類の適正管理

令和6年末現在、銃刀法に基づき、都道府県公安委員会から8万2,164人が、16万5,253丁の猟銃及び空気銃の所持許可を受けている。令和6年中、申請を不許可等とした件数は36件、所持許可を取り消した件数は32件であった。また、クロスボウにあっては、令和6年末現在、105人（前年比－9人）が159本（前年比－20本）の所持許可を受けている。令和6年中、申請を不許可等とした件数及び所持許可を取り消した件数はいずれも0件であった。さらに、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行っている。

令和6年6月、銃砲等の発射及び所持に関する罰則の強化、電磁石銃の所持の禁止に関する規定の整備、ライフル銃の範囲の拡大等を内容とする銃刀法の一部を改正する法律が成立し、令和7年3月1日までに全面施行された。警察では、この改正内容の広報啓発に努めるとともに、銃刀法を厳正に運用し、銃砲等及び刀剣類の所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めるなど、銃砲等及び刀剣類による事件・事故の未然防止に努めている。

② 危険物対策

火薬類や特定病原体等、放射性物質といった危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等の規制に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出こととされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

図表2-62

猟銃及び空気銃の許可所持者の推移
(令和2年～令和6年)

年次	令和2	3	4	5	6
許可所持者(人)	89,820	87,973	86,499	84,679	82,164

図表2-63

猟銃及び空気銃の許可丁数の推移
(令和2年～令和6年)

年次 区分	令和2	3	4	5	6
総数(丁)	180,707	177,719	174,133	169,489	165,253
猟銃	156,698	153,962	150,728	146,530	142,861
空気銃	24,009	23,757	23,405	22,959	22,392

図表2-64

猟銃等所持不適格者の排除状況の推移
(令和2年～令和6年)

年次 区分	令和2	3	4	5	6
不許可等(件)	51	33	25	42	36
取消し(件)	32	46	41	41	32

図表2-65

運搬届出・立入検査の状況(令和6年)

区分	運搬届出受理件数(件)	立入検査の件数(件)
火薬類関係	27,985	9,509
特定病原体等関係	18	42
放射性同位元素等関係	965	28
核燃料物質等関係	84	9

(5) 環境事犯対策

① 廃棄物事犯^(注1)

令和6年中の廃棄物事犯の検挙事件数の約5割を、廃棄物の不法投棄事犯が占めている。警察では、環境行政部局との人的な交流や情報交換を引き続き行うなどし、廃棄物事犯の早期発見・早期検挙に努めている。

図表2-66 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成27年～令和6年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
検挙事件数（事件）		4,979	5,075	5,109	5,493	5,375	5,759	5,772	5,275	5,054	4,719
検挙人員（人）		5,989	5,999	6,055	6,361	6,165	6,683	6,660	6,007	5,651	5,339
検挙法人（法人）		369	383	376	329	356	403	348	329	313	265



会社役員の男（53）は、自社の土地等に保管している産業廃棄物である木くず、廃プラスチック類等を全量撤去し適正処理することを命じられたが、履行期限までにこれに従わなかった。令和6年9月、同男及び1法人を廃棄物処理法違反（改善命令違反）で検挙した（茨城）。

② 動物・鳥獣関係事犯^(注2)

令和6年中の動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数のうち、犬、猫等を殺傷するなどの動物虐待事犯^(注3)は160事件（前年比-21事件）であり、前年と比べて減少した。また、違法に捕獲等した鳥獣を飼養するなどの鳥獣保護管理法違反や、希少動物を違法に取引するなどの種の保存法違反等も、引き続き検挙されている。

図表2-67 動物・鳥獣関係事犯の検挙状況の推移（平成27年～令和6年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
検挙事件数（事件）		547	543	615	667	588	620	572	592	533	488
検挙人員（人）		592	616	726	795	685	759	650	629	585	520
検挙法人（法人）		20	8	17	28	35	23	8	6	7	5



元動物販売業の男（81）は、自身の管理する施設において、令和6年5月頃、飼養していた犬3頭を、ビニール袋等で密封したかごに閉じ込めるなどし、窒息させて、死亡させた。同年6月、同男を動物愛護管理法違反（愛護動物の殺傷）で逮捕した（埼玉）。

(6) 探偵業の状況

令和6年中の探偵業法での検挙件数は3件、行政処分件数は34件（営業廃止0件、営業停止0件及び指示処分34件）であった。警察では、探偵業法に基づき、探偵業者^(注4)の業務実態を把握し、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、業界団体と連携の下、研修会等を通じて、探偵業務の運営の適正化を図っている。

注1：廃棄物処理法違反に係る事犯

2：鳥獣保護管理法違反等に係る事犯

3：動物愛護管理法第44条に係る事犯

4：探偵業の届出数（営業所数）は7,098件（令和6年末現在）

第2節

犯罪捜査に関する取組

近年、犯罪の態様が多様化・複雑化する中、警察では、捜査活動の適正の確保に努めつつ、各種事件の捜査において様々な捜査手法や捜査技能を駆使し、被疑者の検挙や犯行の実態の解明に部門をまたいで取り組んでいる。

1 犯罪捜査に関する各種取組

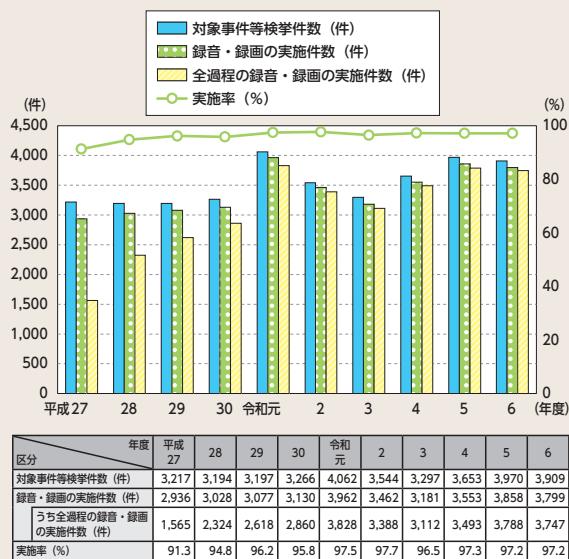
(1) 取調べの録音・録画に係る取組

令和元年（2019年）6月以降、逮捕又は勾留されている被疑者を裁判員裁判対象事件で取り調べる場合等においては、原則として、その全過程の録音・録画が義務付けられているほか、警察においては、逮捕又は勾留されている被疑者が知的障害、発達障害、精神障害等を有する場合の取調べ等においても、必要に応じて、録音・録画に努めることとしている。

警察では、制度の趣旨を踏まえた適正かつ効果的な取調べを推進している。

図表2-68

裁判員裁判対象事件等に係る取調べの録音・録画の実施件数の推移
(平成27年度(2015年度)～令和6年度)



図表2-69

精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施件数の推移
(平成27年度～令和6年度)



注：平成24年5月に知的障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行を開始し、平成28年4月からは発達障害、精神障害等を有する被疑者に係る取調べについても試行の対象とすることを明確化した。

(2) 通信傍受の有効かつ適正な実施

通信傍受は、他の捜査手法のみでは困難な組織的犯罪の全容解明や真に摘発すべき犯罪組織中枢の検挙に有用な捜査手法であることから、警察では、引き続き通信傍受法の定める厳格な要件・手続に従いつつ、通信傍受の有効かつ適正な実施に努めていくこととしている。なお、令和6年中は、19事件について通信傍受を実施し、99人を逮捕した。

(3) 初動捜査における客観証拠の収集

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが、犯人の特定や犯罪の立証、更には事件の連続発生の防止のために極めて重要である。都道府県警察では、機動的な初動捜査を行うため、機動捜査隊、機動鑑識隊(班)、現場科学検査班等を設置し、事件発生後、これらの部隊等が直ちに現場に臨場して迅速な客観証拠等の収集を徹底している。

図表2-70

初動捜査態勢の整備と鑑識活動の徹底



現場科学検査班

機動鑑識隊

機動捜査隊

科学的検査、鑑識活動に対する技術指導

徹底した鑑識活動

犯人の逮捕、目撃者等の証言の確保

事件発生現場

(4) 国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るために、国民に対し、都道府県警察等のウェブサイトやSNSをはじめとする様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見、検挙及び犯罪の再発防止を目的として、被疑者の氏名、画像、映像等を公表することにより、積極的に国民の協力を求める公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成19年度から、広く国民から重要凶悪犯罪等の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、公的懸賞金制度である捜査特別報奨金制度を導入し、警察庁ウェブサイト等で対象となる事件等について広報している^(注1)。

(5) 犯罪死の見逃し防止への取組

警察が取り扱った死体数^(注2)は、令和6年中は20万4,184体であった。

警察では、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止するため、検視官^(注3)を現場に臨場させるとともに、死体取扱業務に携わる警察官に対する教育・訓練の充実を図っている。

また、体液又は尿中の薬毒物の有無を確認することができる簡易検査キットや、現場の映像等を送信して検視官によるリアルタイムの確認等を可能とする映像伝送装置の整備・活用も行っている。

これらの資機材を効果的に活用することに加え、CT、MRI等による死亡時画像診断も積極的に活用しながら、死因・身元調査法に基づく調査、検査等の措置を的確に実施するとともに、必要な解剖を確実に実施するよう努めている。



警察官に対する教育・訓練の状況
(死体は模擬)

図表2－71 死体取扱数及び検視官の臨場率の推移（平成27年～令和6年）



注1：<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/reward/index.html>



2：交通関係及び東日本大震災による死者を除く。

3：原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家

(6) 紹密かつ適正な検査の徹底

警察では、被疑者を検挙し、事案の真相を明らかにするため、法と証拠に基づく紹密かつ適正な検査の徹底を図っている。

① 的確な検査指揮・管理の徹底

警察では、取調べに過度に依存することのない適正な検査を推進するため、事件の全容を把握した上での適切な検査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的検査の推進等、検査幹部による的確な検査指揮に努めている。

このため、検査幹部や検査実務を担う検査員に対し、客観証拠の確実な収集、証拠の価値の適正な評価、先入観を排した裏付け検査の徹底等について指導を行っているほか、警察庁や都道府県警察本部による巡回業務指導等を警察署において実施し、証拠品や検査書類の管理をはじめとする検査管理に関する指導を継続的に行っていている。

② 教育・訓練の実施

警察では、警察官の採用時や昇任時の機会を捉えて適正検査に関する入念な指導教育を行っているほか、警察大学校、管区警察学校等において適正検査をテーマとした専門的な教育や訓練を行うなど、個々の検査員に至るまで、適正検査が徹底されるよう、教育・訓練を充実させている。

③ 適正な取調べの徹底

警察では、「警察検査における取調べ適正化指針」^(注)に基づく取調べの一層の適正化のための各種施策を推進している。

その一環として、警察大学校、管区警察学校等において、検査員の適正な取調べについての見識の醸成、取調べの具体的手法の習得等を図っているほか、熟練した検査員等による技能指導を行うなど、若手検査員の取調べ技能の向上に努めている。

また、平成21年4月以降、取調べの一層の適正化に資するため、警察庁及び都道府県警察本部の総務又は警務部門に設置された被疑者取調べの監督業務を担当する所属の職員が、取調べの状況の確認、調査等必要な措置を行っている。



取調べを想定した教育・訓練

memo

刑事手続における情報通信技術の活用

令和7年5月、書類の電子データ化・発受のオンライン化等を内容とする、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立した。

令状請求、送致等の刑事手続において情報通信技術を活用することは、検査の効率化・迅速化を通じた安全・安心な社会の実現等に資するものであり、警察庁では、令和8年度中に新たなシステムを利用した運用を一部開始することを目指し、関係機関と連携しつつ、高い情報セキュリティを備えたIT基盤の整備に向けた検討を進めている。

図表2-72

検査段階における情報通信技術の活用のイメージ



電子データでの書類の作成・管理

オンラインでの令状請求・送致等

注：平成19年11月、警察検査における取調べの一層の適正化を推進するため、国家公安委員会によって決定された「警察検査における取調べの適正化について」に基づき、警察庁において、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめたもの

(7) 捜査技能の伝承

近年、捜査の現場における世代交代が進んでいる中、特に地域の治安に責任を持つ警察署においては、捜査経験が豊富な捜査員が減少しており、犯罪の捜査に必要不可欠な捜査技能の伝承が課題となっている。

従来、捜査技能については、先輩や上司のやり方を見習わせ、実際に何度も経験させてみるなど、捜査経験が豊富な捜査員と共同して捜査に当たるオンザジョブトレーニングの方法により伝承されてきたが、警察捜査において新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査が必要となっていることや、捜査員の世代交代が急速に進んでいることなどから、従来の方法のみでは捜査技能の伝承が困難となっている。

警察では、犯罪の捜査に必要不可欠な捜査技能が体系的に伝承されるようにするとともに、新たな捜査手法等の習得にも万全を期するため、各種取組を進めている。

① 将來の警察組織を担うにふさわしい刑事捜査員等の育成

新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査は、全ての捜査員が実際の事件で経験することができるわけではない。他方、こうした捜査手法等が必要となる事件は、時間や場所を問わず発生し得るものである。警察では、各捜査員の捜査技能の更なる向上を図るために、様々な教育・訓練の場において、仮想の事件の模擬的な捜査を通じて、防犯カメラ画像、DNA型鑑定資料等の客観証拠の収集方法を含む様々な捜査手法を体験させるなどしている。



指導状況（指掌紋の採取）



指導状況（足跡の採取）

② 警察庁指定広域技能指導官制度

警察庁では、平成6年から警察庁指定広域技能指導官制度の運用を開始し、卓越した専門技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定し、その職員を警察全体の財産として、都道府県警察の枠を越えて広域的に指導官として活用している。

令和7年4月15日現在、全国警察において、236人の警察職員が情報分析、強行犯捜査、性犯罪捜査、窃盗犯捜査、薬物事犯捜査、鑑識等の各分野^(注)で広域技能指導官に指定され、各都道府県警察職員に対して警察活動上必要な助言や実践的指導を行うとともに、警察大学校、管区警察学校等において講義を実施している。

注：このほか、職務質問、交通鑑識、警衛・警護等の様々な分野において広域技能指導官を活用している。

(8) 犯罪インフラ対策の推進

① 携帯電話対策

携帯音声通信事業者に対して偽造した本人確認書類を提示したり、本人確認書類に記載された者になりすましたりして契約するなどの方法で、不正に取得された架空・他人名義の携帯電話が悪用される事例が確認されている。

警察では、不正に取得された携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否がなされるよう携帯音声通信事業者に情報提供を行うなどの対策を推進している。

② 固定電話対策

電話転送の仕組み^(注1)を悪用して、犯行グループからの電話を「03-××-××」などの固定電話からのものであるかのように偽装する事例がみられたことから、令和元年9月以降、特殊詐欺に利用された電話番号を、警察の要請に基づき電気通信事業者が利用停止等する仕組みを運用しているほか、複数回にわたって要請がなされた契約者に対する新規番号の提供を拒否するよう、電気通信事業者に要請するなどの対策を講じている。

また、犯行グループに繰り返し電話番号を供給する悪質な事業者が確認されたことから、令和5年7月、悪質な事業者が保有する全ての「在庫番号」につき、既に顧客に対して提供されたものを含め、その利用を一括して停止する仕組みが導入された。

警察による利用停止の要請に基づき、令和6年末までに1万3,972件の利用停止、14事業者1万3,396番号について在庫番号の一括停止が実施されている。

さらに、警察庁では、電気通信事業者関連団体が電話サービス提供事業者向けの新たな優良事業者認定制度を運用するために設立した電話事業者認証機構（ETOC^(注2)）とも連携し、悪質な電気通信事業者の新規参入防止や排除のための取組を推進している。

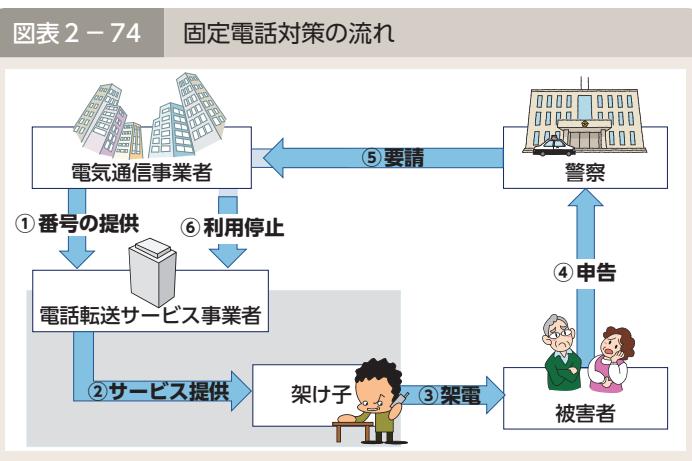
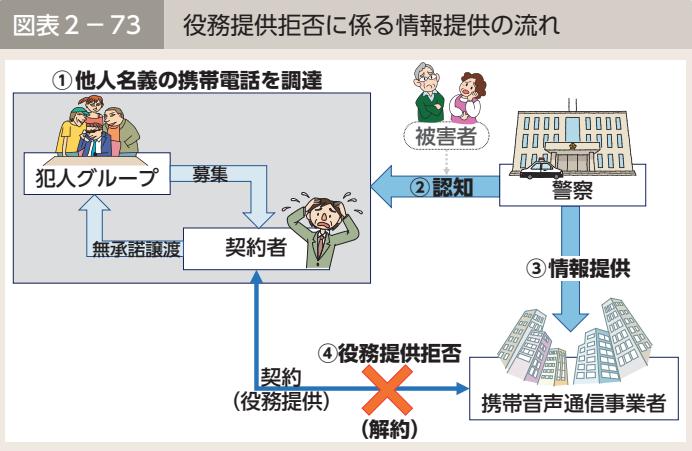
③ 特定IP電話対策

特定IP電話番号（050IP電話番号）が特殊詐欺の犯行に悪用される事例が多くみられたことに鑑み、令和3年11月、特殊詐欺に利用された固定電話番号を電気通信事業者が利用停止等する仕組みの対象に、特定IP電話番号が追加された。

警察による利用停止の要請に基づき、令和6年末までに1万1,588件の利用停止が実施されている。

④ 國際電話対策

令和5年7月以降、国際電話番号を利用した特殊詐欺が急増した。警察では、国際電話番号からの発着信が見込まれない契約者等に対して、「国際電話不取扱受付センター^(注3)」の周知及び確実な申込みの促進に向けた取組を行い、特殊詐欺被害の予防に努めている。



注1：電話転送サービス事業者が電気通信事業者から提供を受けた固定電話番号を顧客に貸し出し、その電話番号に係る通話を顧客やその通話相手の電話番号等に自動的に転送する仕組み

2：Elite Telecom Operator Certification bodyの略。5つの電気通信事業者団体が共同で設立。サービス品質、セキュリティ対策・犯罪利用防止対策等の善良な通信事業者としての基準を制定し、この基準を満たす日本国内の電話番号を取引する事業者に対して認証マークを付与するなど、通信業界全体でサービスの品質向上・電話市場の健全化を目的とする。

3：国際電話利用契約の利用休止の申込みをすることで、継続的に固定電話における国際電話番号からの発着信を拒否することができる。

2 | 科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の悪質化・巧妙化等に対応するため、警察では、犯罪捜査において、DNA型鑑定、プロファイリング等の科学技術の活用を推進している。

また、DNA型鑑定等のうち、特に高度な専門的知識・技術が必要となるものについては、都道府県警察からの依頼により、警察庁の科学警察研究所において実施している。

(1) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）^(注1)の塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

① 警察におけるDNA型鑑定

警察で行っているDNA型鑑定は、主に、STR型検査法と呼ばれるもので、STRと呼ばれる特徴的な塩基配列の繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査法である^(注2)。

② DNA型鑑定の犯罪捜査への活用

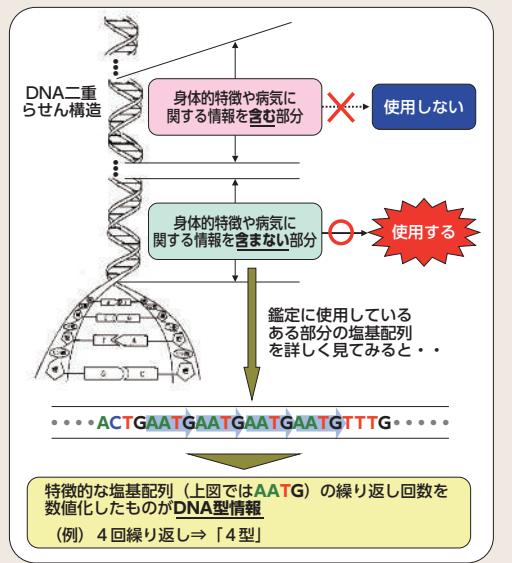
DNA型鑑定の実施件数の推移は、図表2-76のとおりであり、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の捜査にも活用されている。

また、警察では、被疑者から採取した資料から作成した被疑者DNA型記録及び犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件の捜査をはじめとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

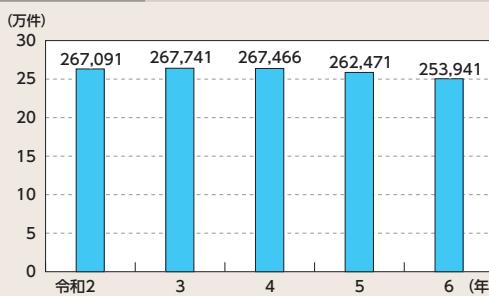
③ 身元確認のためのDNA型鑑定の活用

警察では、身元不明死体の身元確認及び特異行方不明者^(注3)の速やかな発見に活用するため、身元不明死体に関する資料から作成した変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録並びに特異行方不明者本人、その実子、実父又は実母に関する資料から作成した特異行方不明者等DNA型記録をデータベースに登録している。

図表2-75 警察におけるDNA型鑑定の概要



図表2-76 DNA型鑑定実施件数の推移（令和2年～令和6年）



図表2-77 DNA型データベースの運用状況（令和2年～令和6年）

区分	年次	令和2	3	4	5	6
余罪照会 ^(注1) 一致数(件)	2,576	2,154	2,204	2,184	2,276	
遺留照会 ^(注2) 一致数(件)	2,619	2,602	2,623	2,658	2,590	

注1：被疑者DNA型記録をDNA型データベースに登録された遺留DNA型記録と対照して余罪を確認すること目的とした照会

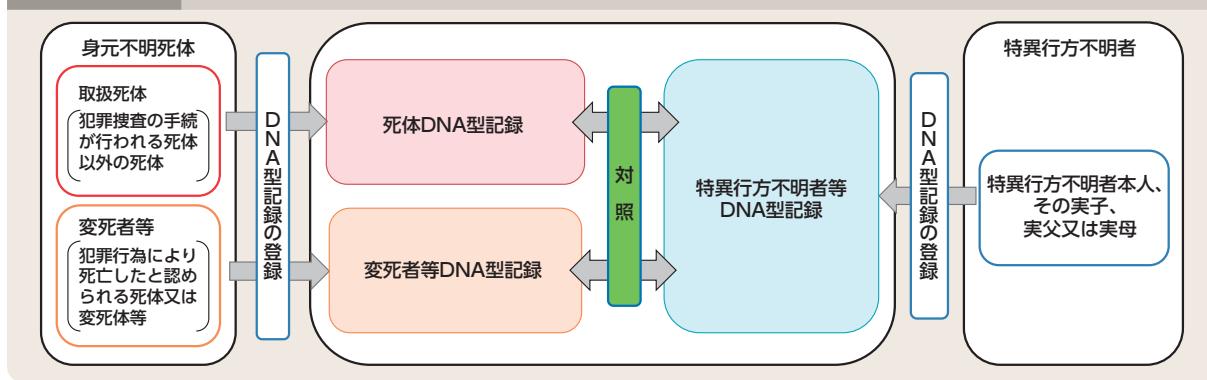
注2：遺留DNA型記録をDNA型データベースに登録された被疑者DNA型記録と対照して関係者を割り出すことを目的とした照会

注1：細胞核に存在する23対46本の染色体を構成する物質の一つで、長いらせんのはしご状（二重らせん）の構造をしている。

注2：塩基の繰り返し配列について、その反復回数を調べて、その繰り返し回数を「型」として表記して個人識別を行う。

注3：犯罪や事故等に巻き込まれ、生命又は身体に危険が生じているおそれ等のある行方不明者

図表2-78 身元確認のためのDNA型データベースの活用



(2) デジタル・フォレンジック^(注)

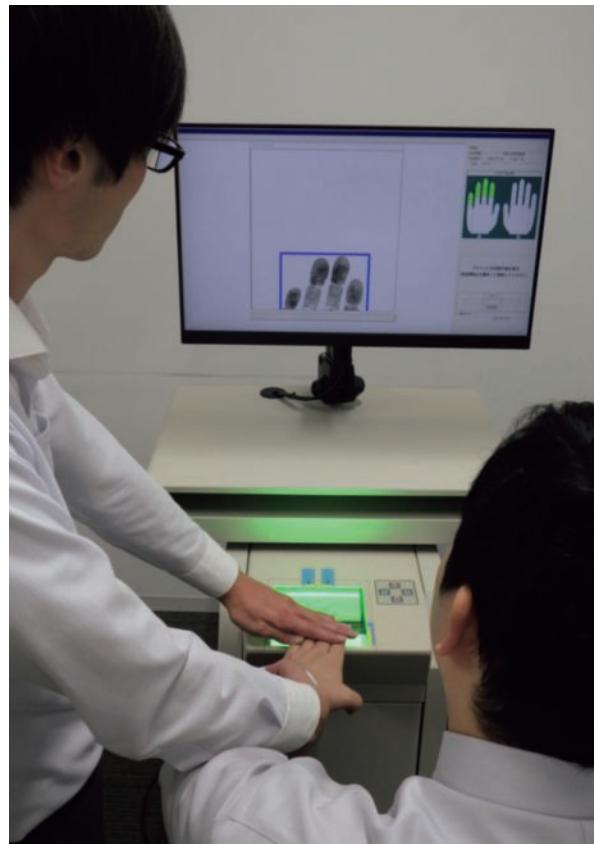
警察では、デジタル・フォレンジックを活用し、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析を行っている。

また、近年、新たな電子機器や情報通信サービスが次々と登場し、電磁的記録の解析が一層困難になる中で、最新の技術を有する民間企業や研究機関との技術協力を推進し、技術情報を継続的に収集するとともに、国内外の関係機関・団体等との連携を強化し、電磁的記録の解析に係るノウハウや技術の蓄積に努めている。

(3) 指掌紋自動識別システム

指掌紋は、「万人不同」かつ「終生不变」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、明治44年（1911年）に警視庁において指紋制度が導入されて以来、現在に至るまで、犯罪の捜査に欠かせないものになっている。

警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う、指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出し、余罪の確認等に活用している。



被疑者の指掌紋の採取状況（被疑者は模擬）

注：15頁参照（特集）

(4) 高度な画像分析等

① 防犯カメラ画像等の解析

防犯カメラ画像等の分析結果から被疑者の検挙に結び付いた事例は年々増加傾向にあり、その重要性は年々増している。

一方、警察で収集した防犯カメラ画像等は、録画装置の性能や撮影条件等により画像が不鮮明な場合があり、分析に支障を来すことがあるため、警察では、画像を鮮明化するための技術開発を進めており、これらの技術を駆使して防犯カメラ画像等の解析を行い、犯人の特定や追跡等に役立てている。

図表2-79 画像の鮮明化技術^(注)



注：この画像に使用している車両は警察用車両である。

また、防犯カメラが設置されていない場所においても、通行車両のドライブレコーダーの画像を収集・解析することにより、被疑者の特定等に活用している。

図表2-80 警察の検挙件数のうち、主たる被疑者を特定した警察活動が「防犯カメラ画像等」であった割合の推移（平成28年～令和6年）

年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
割合 (%)	4.6	6.0	7.0	8.0	12.3	13.8	15.7	16.7	17.6

② 自転車画像解析による分析

自転車画像解析とは、防犯カメラ等に映り込んだ被疑者の自転車の部品の特徴やその組合せ等から車種を特定するとともに、破損箇所やカスタム状況等の車体固有の特徴を踏まえ、犯行に使用された自転車を推定する捜査手法である。

図表2-81 自転車画像解析



CASE

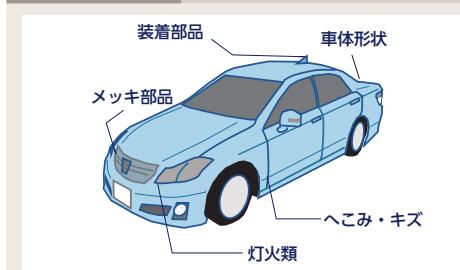


令和6年5月、東京都内の路上において、深夜に通行中の20代女性がわいせつな行為をされる事件が発生したことから、自転車画像解析により、防犯カメラ画像に写った犯人の使用する自転車モデルを特定し、犯人の自転車を発見した。所要の裏付け捜査の結果、同年6月に会社役員の男（38）を不同意性交等罪で逮捕した（警視庁）。

③ 自動車等の車種推定による分析

車種推定とは、防犯カメラ等に映り込んだ犯行に使用された自動車等のパーツの特徴等に着目して車名や型式の推定を行い、被疑者の特定に結び付ける捜査手法であり、全国警察で広く活用されている。

図表2-82 車種推定分析



(5) 自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗をはじめとする多くの犯罪では、犯行や逃走に自動車が悪用されていることから、被疑者の早期検挙を果たすためには、車両ナンバーに基づいて当該車両の発見・捕捉をすることが効果的である。このため、警察庁では、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する、自動車ナンバー自動読取システムの整備に努めている。

(6) 犯罪関連情報の総合的な分析

① 被疑者間の関係性分析のための資機材を活用した分析

警察では、犯罪の取締りのため、スマートフォン等を解析して収集した通話履歴等の情報を基に、被疑者間の関係性を分析し、事件の早期解決に努めている。犯罪グループが匿名性の高い通信アプリ等を悪用している実態を踏まえ、今後、更に多様化する通信方法にも対応できるよう機能強化した資機材を活用することとしている。

② 警察共通基盤^(注1)を活用した分析

警察では、従来のシステムが集約・統合された警察共通基盤を運用し、様々な犯罪関連情報の一元的な管理と統合的な分析を行っている。警察共通基盤では、犯罪発生状況のほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、その他の様々な情報とも組み合わせることで、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を推定することが可能であり、警察共通基盤を活用した的確な捜査指揮や効率的な捜査の支援を行うことで、事件解決に役立てている。

(7) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用い、分析・評価をすることにより、犯行の連續性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものであり、例えば、連續して発生している性犯罪、窃盗、放火、通り魔事件等、犯行状況に関する情報量の多い事件や犯人の行動の特徴がつかみやすい事件において特に効果が期待される^(注2)。



令和5年8月から、北海道内の美容室や飲食店等を対象に、約30件に及ぶ連続窃盗事件が発生していたことから、プロファイリングを実施した。

犯行現場の状況や犯行の手段等から犯人像を推定し、犯行分布や対象店舗の選択傾向等から、今後被害に遭う可能性の高い地域と店舗を予測し、同予測に基づいて警戒していたところ、令和6年1月に、予測していた地域に存在する店舗で被害が発生、犯人の使用車両が判明した。所要の裏付け捜査の結果、同年2月に無職の男（39）を建造物侵入罪及び窃盗未遂罪で逮捕した（北海道）。

注1：227頁参照（第7章）

2：我が国では、平成6年に科学警察研究所においてプロファイリングに関する研究が開始され、平成12年には北海道警察が都道府県警察として初めて特異犯罪分析班を設置した。警察庁においては、平成18年に情報分析支援室が設置され、プロファイリングを担当することとなり、平成26年には、体制を充実させ、捜査支援分析管理官が設置された。それ以降、都道府県警察においても体制の整備を進めている。

第3節

地域住民の安全安心 確保のための取組

1 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

令和7年（2025年）4月1日現在、全国に交番は6,145か所、駐在所は5,852か所設置されている。

（1）パトロール、立番等

① パトロール、立番等による警戒

地域警察官は、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業者に対する防犯指導、パトロールカード^(注)による情報提供等を行っている。

また、交番の施設の外に立って警戒に当たる立番や、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間警戒する駐留警戒等を行っている。



立番

CASE ▶

富山県警察では、多数の登山者でにぎわう山岳地帯において、山岳警備隊員らが、移動交番車を積極的に配置してパトロール等を行い、通行する登山者の装備の携行状況や登山計画を確認し指導するなど、山岳遭難を防止するための活動を行っている。



移動交番車の活用

② 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力の向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導官等として指定し、実戦的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

令和6年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は11万8,093人と、警察による刑法犯の総検挙人員の61.6%を占めている。

注：パトロール中に気付いた防犯上の注意事項を伝えたり、空き巣等の被害者にパトロールを行っていることを知らせて安心してもらったりすることなどを目的として、地域警察官が管内の地域住民に配布するもので、交番名やパトロールを行った日時等が記載されている。

memo

交番等の安全確保に向けた取組

交番等勤務員に対する襲撃事件の発生等を受け、警察では、装備資機材の高機能化、複数勤務体制の推進及び実戦的な訓練の実施に加え、防犯カメラの設置等により、交番等のセキュリティを強化するなど、交番等の安全確保に向けた取組を推進している。



セキュリティを強化した交番

③ 交番相談員の活用

令和7年4月1日現在、全国で約6,100人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、警察業務に関する知識や経験を有する退職警察官である。

(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪や事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。



巡回連絡

CASE

茨城県警察では、高齢者の安全を確保するため、令和5年6月から令和6年5月までの間、巡回連絡の機会にデータを示しながら具体的な防犯指導を行うなど総合的な対策を推進したところ、県下において信号機のない横断歩道における交通死亡・重傷事故の発生件数が取組を開始する前の令和4年6月から令和5年5月までの期間と比較して半減したほか、特殊詐欺や住宅への侵入窃盗の認知件数についても同期間と比較して減少した。

② 交番・駐在所連絡協議会

令和7年4月1日現在、全国の交番・駐在所に約1万1,100の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

(3) 交番等における外国人への対応

① 機器等の整備及び活用

警察では、日本語を解さない外国人が各種届出等のために交番等を訪れた場合に、意思の伝達や手続を円滑に行うことができるよう、翻訳機能を備えた機器や外国語を併記した遺失届等の各種届出関係書類等の整備及び活用を図っている。

② 電話通訳の活用

警察では、外国人への対応のため通訳が必要となった場合、携帯型端末を利用するなどして電話通訳を行い、外国人との迅速・的確な意思の疎通を図っている。また、地域警察官に対し、電話通訳を行う手順や通訳を介した事情聴取の要領等に関する訓練を行っている。

(4) 遺失物の取扱い

警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。令和6年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分^(注1)を含め約3,128万点に上っている。

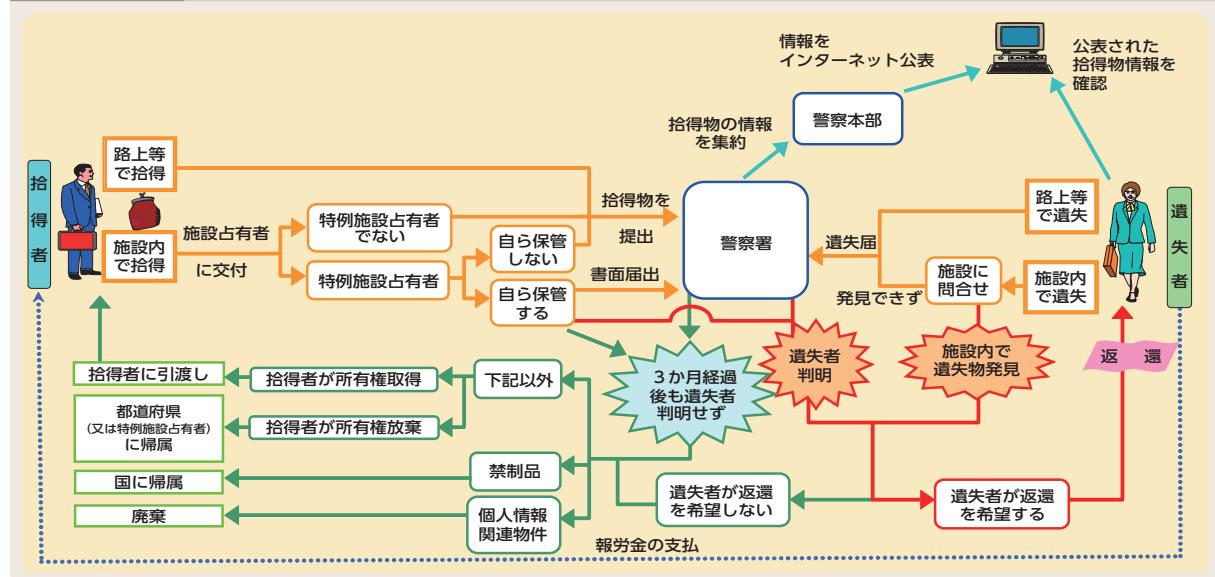
なお、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約157億円が、物品については約1,141万点が遺失者に返還されている。

図表2-83

拾得物・遺失届の取扱い状況の推移
(令和2年～令和6年)

区分	年次	令和2	3	4	5	6
通貨 (億円)	拾得物	177	182	211	228	233
	遺失届	305	291	326	361	367
物品 (万点)	拾得物	2,271	2,288	2,664	2,979	3,128
	遺失届	1,013	983	1,096	1,176	1,161

図表2-84 遺失物の取扱いの流れ



memo

遺失物関係手続のオンライン化

警察庁では、遺失物関係手続をオンラインで行うための新たなシステムを構築し、令和5年3月から運用を開始している。このシステムでは、遺失届の提出、拾得物情報の全国一括検索や拾得物を取り扱う施設占有者が警察署長に提出する各種書類の提出が可能となっている。

令和7年3月現在、30府県警察^(注2)においてこのシステムを運用しており、今後、対象となる都道府県警察を順次拡大し、令和8年度末までに全国に展開する予定である。

警察国民向けポータル

遺失物届出係（落とし物の検索、届出等）

2. 次の4つのメニューから一つ選択してください。
 落とし物・迷子の登録と探し
 落とし物をした人（直系・間接）を出す 下記の届出のポイントでご確認ください。
 届出のポイント
 ○ 拾得物に関する届出等（「新規」、「施設占有者用」）
 ○ 拾得物が紛失した人（「落とし物の検索」）
 ○ 遺失者の認定・返還（「全般用用」）
 ○ 都道府県が運営する自動出力機能によるもの（「自動出力用」）

警察国民向けポータル^(注3)

注1：一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者（特例施設占有者）は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。

2：青森、宮城、秋田、山形、茨城、群馬、埼玉、新潟、山梨、長野、石川、福井、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、高知、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄の30府県警察

3：<https://lostproperty.pcf.npa.go.jp/ZDSERVFP/SZDSA0101>



2 | 事件・事故への即応

交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、初動措置をとっている。警察では、警察官が迅速に現場に駆け付けられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報

令和6年中の110番通報受理件数^(注1)は、約1,060万件であり、約3.0秒に1回、国民約11人に1人から通報を受理したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が77.6%を占めた。

警察では、110番通報の適切な利用の促進のため、事件・事故等の緊急の対応を必要とする場合にはためらわずに110番通報を利用する一方、緊急の対応を必要としない相談等の通報については「#（シャープ）9110」番^(注2)や各種相談電話を利用するよう呼び掛けている。

図表2－85 110番通報受理件数の推移（平成27年（2015年）～令和6年）



(2) 110番通報への対応

① 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察には通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注3)の発令等を行っている。令和6年中の緊急配備の発令件数は、前年と比べ240件（5.0%）減少し、4,559件となった。

警察では、携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報がされた際に、音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）を全都道府県警察において運用するなど、通信指令システムの高度化を図っている。

② 聴覚障害者等からの110番通報への対応

警察では、聴覚障害者等、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察に通報できる「110番アプリシステム」を整備し、各都道府県警察において運用している。

注1：無応答、いたずら、かけ間違い等は計上していない。

2：97頁参照

3：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

③ 外国語による110番通報への対応

警察では、外国語に通じた警察官を通信指令室に配置するほか、通訳センター等の警察職員を含めた三者通話を行うなどして、日本語を解さない外国人からの110番通報に対応している。

④ 110番映像通報システム

警察では、110番通報に対し、より迅速かつ的確に対応するとともに、事情聴取に伴う通報者の負担軽減を図るため、全国の都道府県警察において110番映像通報システムを運用している。

110番映像通報システムは、令和6年中、全国の都道府県警察において7,376件使用され、事件・事故等に対する初動警察活動に活用された。



令和6年8月、「娘が店内で体を触られた」旨の通報を受け、110番通報システムを通じて通報者から送信を受けた被疑者の画像を警察官が確認したところ、別事件の関係者として把握していた男（22）と特徴が酷似していたため、同男の自宅に赴き事情聴取した結果、犯行を認めたことなどから、同男を迷惑行為防止条例違反（痴漢）で逮捕した（群馬）。

⑤ P III^(注1)等を活用した初動警察活動

警察では、P III端末等の活用により、通信指令室で受理した110番通報の内容、各種事案の現場で撮影した画像・映像、GPSで測位された警察官の位置等の情報を、警察本部、警察署及び現場の警察官が組織的に共有し、的確な初動警察活動に当たっている。

（3）初動警察活動の強化

① 通信指令を担う人材の育成強化

警察では、110番通報の受理、指令及び無線報告の技能等を競う全国通信指令・無線通話技能競技会の開催、通信指令の知識・技能に関する検定制度の運用、卓越した通信指令の技能を有する者として選抜された警察庁指定広域技能指導官や都道府県警察の技能指導官等による実戦的な指導等を通じ、組織的な人材育成に努めている。

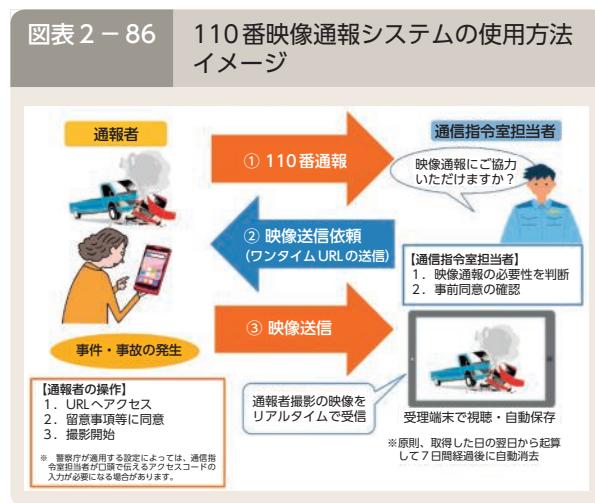
② 実戦的な訓練の実施

警察では、事案対応能力の更なる強化を図るため、無差別殺傷事件その他の重大事案の発生を想定した実戦的な訓練を継続的に実施している。

（4）鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、鉄道事業者等と連携し、警乗^(注2)、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備等を実施している。

また、警察では、近年、列車内での殺傷事件が相次いで発生したことを踏まえ、鉄道事業者との連携を一層密にしつつ、効果的な警乗の実施、不審者に対する積極的な職務質問の実施、大規模駅施設等への警戒強化等の取組を実施している。



警乗

注1：226頁参照（第7章）

注2：列車内における公安の維持を図るため、警察官が列車に乗務して、列車内における犯罪の予防、被疑者の検挙、事故の防止等に当たること

CASE

令和6年12月、京都府警察は、鉄道事業者等と共に、駅構内において、刃物を携帯する強盗事件の被疑者を制圧するための訓練を実施した。



被疑者制圧の合同訓練

(5) パトカーの活用

警察では、全国の警察本部や警察署に配備したパトカーを活用して、管内のパトロールを行うとともに、事件・事故等の発生時における初動措置をとっている。

CASE

令和6年2月、パトカーで警ら中、ビジネスマン風の挙動不審な男（30）を発見したことから、職務質問を行ったところ、特殊詐欺事案への関わりについて自供した。その頃、現場付近を警ら中の別のパトカー勤務員が、「息子が不祥事を起こしたので、これから弁護士にお金を渡す」旨申し立てる高齢者を発見したことから、更に捜査を進めたところ、同男が弁護士事務所の者になりすまし現金を交付させる、特殊詐欺グループの「受け子」であることが判明したため、同男を詐欺罪で逮捕した（千葉）。

(6) 警察用航空機（ヘリコプター）^(注)及び警察用船舶の活用

警察では、ヘリコプターテレビシステムやホイスト救助装置等の様々な資機材が装備された警察用航空機（ヘリコプター）及び水難者救助用の各種資器材が装備された警察用船舶を全国に配備しており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力を生かしたパトロール等を行っている。

(7) 山岳遭難及び水難に対する警察活動

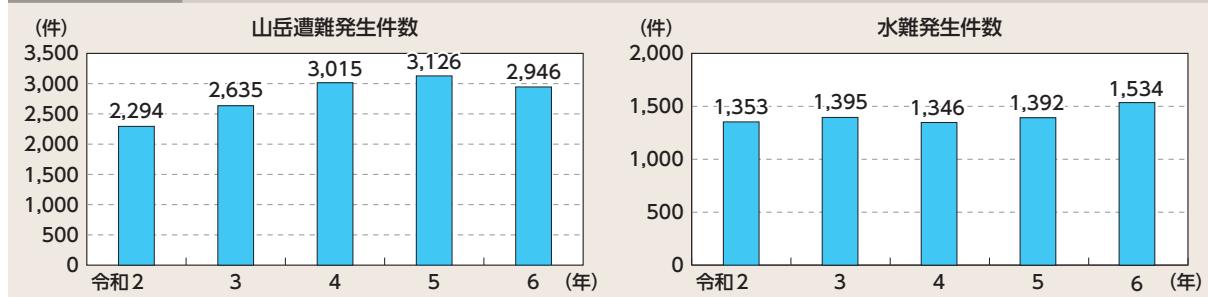
令和6年中の山岳遭難の発生件数は2,946件、遭難者数は3,357人（うち死者・行方不明者は300人）であり、水難の発生件数は1,534件、水難者数は1,752人（うち死者・行方不明者は815人）であった。

警察では、パトロール、広報啓発活動等により遭難の防止を図るとともに、遭難救助訓練や研修会の開催により救助技術の向上を図っているほか、遭難が発生した際には、関係機関・団体等と連携の上、警察用航空機を活用するなどして、遭難者の捜索救助に当たっている。



山岳における救助訓練

図表2－87 山岳遭難及び水難の発生件数の推移（令和2年～令和6年）



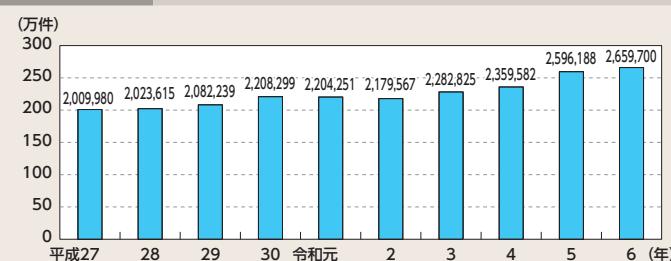
注：217頁参照（第6章）

3 相談業務の充実強化

(1) 相談取扱いの現状

相談取扱件数の推移については、図表2-88のとおりである。令和6年中の相談取扱件数は265万9,700件と、前年より6万3,512件(2.4%)増加した。

図表2-88 相談取扱件数の推移（平成27年～令和6年）



(2) 相談受理体制

警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実に組織的な対応を行うことができるよう、都道府県警察本部及び各警察署の総・警務部門に、それぞれ相談の総合窓口を設置している。総合窓口には、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等の警察安全相談員を配置し、体制の確保に努めている。また、都道府県警察本部の総合窓口に全国統一番号の警察相談専用電話（「#（シャープ）9110」番^注）を設置し、電話をかけば発信地を管轄する警察本部等の総合窓口につながるようにしているほか、都道府県警察のウェブサイト上でも相談を受け付けている。

(3) 相談内容に応じた適切な対応の推進

① 相談への組織的な対応

寄せられた相談に対しては、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じている。

特に、相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのあるものなど緊急の対応を要する相談事案については、警察署長等の指揮の下、迅速かつ的確な対応を行っている。

② 相談に対応する職員への研修の実施

治安に関する多種多様な相談に適切に対応することができる職員を育成するため、都道府県警察では、相談に対応する職員に対し、各部門の業務担当者による事案ごとの相談受理・対応要領の講義や様々な専門的知識を有する部外講師による講義等、実務に直結する研修を実施している。

③ 関係機関・団体等との連携の推進

警察以外の機関・団体等で取り扱うことが望ましい相談や警察以外の機関・団体等との緊密な連携が必要な相談への適切な対応を図るため、関係機関・団体等との連絡会議を開催して意見交換を行うなど、関係機関・団体等との連携強化に努めている。

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

1 犯罪防止に向けた取組

(1) 地域社会との協働

良好な治安は、社会・経済の発展の礎であるが、その確保は、独り警察のみによって達せられるものではない。警察は、地域社会や関係機関・団体等との連携の下、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいる。

① 社会の犯罪予防機能の高度化

ア 安全で安心なまちづくり

政府では、安全で安心なまちづくりのための地域の自主的な取組を支援し、官民連携した取組を全国に展開する「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」（平成17年（2005年）6月犯罪対策閣僚会議・都市再生本部合同会議決定）等に基づき、関係機関・団体等と連携して、防犯ボランティア活動等への支援や犯罪に強い住宅街の整備に関する取組等を推進している。

また、令和4年（2022年）12月に閣議決定された「世界一安全な日本」創造戦略2022も踏まえ、引き続き全国で安全・安心なまちづくりの取組を推進していくこととしている。

イ 安全で安心なまちづくりを推進する気運を高めるための取組

犯罪対策閣僚会議において定められた「安全安心なまちづくりの日」（毎年10月11日）の前後の期間を中心に、安全で安心なまちづくりの気運を高めるための様々な取組が行われており、政府では、その取組の一環として、安全で安心なまちづくりに関し、顕著な功績等があった個人又は団体を内閣総理大臣が表彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を毎年実施している。

また、警察庁では、優れた活動を行う防犯ボランティア団体が取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム」を開催し、自主防犯活動の活性化に取り組んでいる。

ウ 繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策の推進

警察では、健全で魅力あふれるまちづくりを推進するための施策を講じている。具体的には、繁華街・歓楽街における犯罪組織の実態解明を推進し、違法風俗営業等の風俗関係事犯や、薬物の密売、みかじめ料の徴収、恐喝等の犯罪組織による資金獲得犯罪、不法就労、偽装結婚等の偽装滞在事犯、人身取引事犯、少年の健全育成を阻害する事犯に対する取締りを徹底とともに、犯罪収益の確実な剥奪を図るなど、犯罪組織の壊滅・弱体化と風俗環境の浄化に資する取締りを推進している。

また、犯罪組織が暗躍することのないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進するとともに、繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向け、商店街、商工会議所、商工会、地域住民等や自治体と問題意識を共有し、自治体が行うまちづくり事業に計画段階から積極的に関与するほか、客引きやスカウト行為、特定の地域で常態的に行われる売春目的の勧誘、非行少年や不良行為者のい集、違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締り等を通じて街並みの改善を図っている。



安全安心なまちづくり関係功労者表彰

② 防犯ネットワークの整備と活用促進

警察では、地方公共団体、地域住民、事業者等との重層的な防犯ネットワークを整備し、これを有効活用した積極的な情報交換や、地域住民による防犯パトロール等の防犯ボランティア活動及び事業者による防犯に関するCSR^(注1)活動に対する支援等を行うことで、地域社会が一体となった犯罪対策の推進を図っている。

ア 防犯ボランティア団体の活動

令和6年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万2,847団体^(注2)であり、その構成員数は221万4,467人となっている。多くの団体で防犯パトロールや通学路等における子供の見守り活動を行っているほか、最近の犯罪情勢を踏まえ、特殊詐欺の被害防止のため、警察と連携したATM利用者への注意喚起や高齢者の居宅の訪問を通じた防犯指導等を実施している団体もみられる。

イ 自主防犯活動に対する支援

警察では、防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等の活動支援を行っているほか、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備することができる仕組みづくりを行い、令和6年末現在、全国で9,376団体、4万3,357台の青色回転灯等装備車が活動している。また、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」^(注3)を開設し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。



青色回転灯等装備車



新潟県警察では、防犯ボランティア団体間の情報共有・交流・連携を図り、犯罪の起きにくい社会づくりのための基盤を強固なものにするため、先進的な取組を行う防犯ボランティア団体の事例発表や課題解決に向けた意見交換を行う「新潟県防犯ボランティアフォーラム2024」を開催した。

ウ 犯罪情報や地域安全情報等の提供

警察では、自主防犯活動の更なる活性化を図るため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて適時適切に提供している。また、事業者による防犯に関するCSR活動に資する情報提供や活動方法についての助言等を行っている。

(2) 犯罪防止に配慮した環境設計

① 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全で安心なまちづくりを推進するため、住宅の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その普及に努めている。

注1：Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組

2：平均月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

3：<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/>



② 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンション、駐車場等を、防犯優良マンション、防犯モデル駐車場等として登録又は認定をする制度の普及を図っており、令和7年3月末現在、防犯優良マンション制度は25都道府県^(注1)で、防犯モデル駐車場制度は13都府県^(注2)でそれぞれ整備されている。

③ 街頭防犯カメラの設置

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効である。警察では、令和7年3月末現在、29都道府県で2,210台^(注3)の街頭防犯カメラを設置しているほか、民間事業者等による設置・運用について支援を行っている。

④ 都市再構築の機会等を捉えた犯罪の起きにくいまちづくり

警察では、地方公共団体が主催する各種会議等に参画し、関係部門との意見調整等を継続的に行って、地方公共団体の安全で安心な都市整備に向けた主体的行動を促すとともに、復興、防災等の観点から行われる都市再構築の機会を捉えた犯罪の起きにくいまちづくりを推進している。

⑤ 防犯設備関連業界との連携

警察では、最新の犯罪情勢や手口等を事業者に提供するなどにより、社会のニーズに応じた優良な防犯設備の開発を支援している。また、防犯設備に関する知識・技能を有する専門家として公益社団法人日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等^(注4)と協働し、防犯設備の効果的な設置及び適正な管理に向けた取組を推進している。

CASE ▶

福岡県警察では、令和6年11月、駐車場管理団体との間で、防犯カメラの設置促進をはじめとした犯罪を未然に防止するための取組を内容とする「防犯カメラの設置促進を中心とした安全・安心に関する協定」を締結した。同協定に基づき、繁華街等に位置する駐車場に防犯カメラが設置されるなど、防犯環境の整備が進められている。



「防犯カメラ設置促進」に関する協定締結式

注1：北海道、宮城、埼玉、東京、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、愛媛、熊本、大分及び沖縄。令和7年3月末現在、3,056件の登録又は認定がされている。

注2：東京、千葉、神奈川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、広島、愛媛、大分及び沖縄。令和7年3月末現在、276件の登録又は認定がされている。

注3：このほか、令和6年能登半島地震に伴い、令和7年3月末現在、石川県に968台、富山県に7台の街頭防犯カメラを設置している。

注4：防犯設備士（令和7年4月1日現在3万2,793人）、総合防犯設備士（同527人）

(3) 痴漢・盗撮事犯への対策

令和5年3月、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び国土交通省により「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」が取りまとめられたことを受け、警察では、同政策パッケージに基づき、重点的な取締りの強化、捜査における被害者の負担軽減に資する取組、鉄道事業者と連携した広報啓発活動、学校等における広報啓発活動、防犯アプリの普及等の取組を強力に推進している。

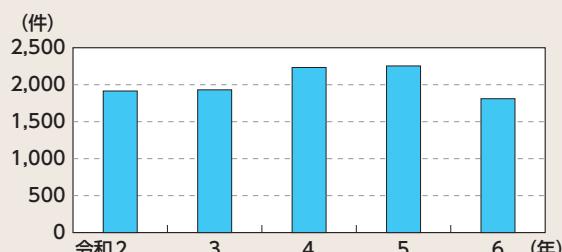
また、警察庁では、被害を申告・相談しやすい環境の整備のための取組として、被害者・目撃者の方にとっていただきたい行動、被害の届出を受けた警察の対応、通報・相談窓口の連絡先等について、高校生等からの意見を取り入れて、若年層にも分かりやすく記載したリーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載しているほか、都道府県警察においても様々な機会を通じて普及を図っている。

痴漢・盗撮事犯の検挙件数等の推移は図表2-89から図表2-91までのとおりである。



広報啓発用リーフレット

図表2-89 痴漢事犯検挙状況の推移
(令和2年～令和6年)



図表2-90 盗撮事犯検挙状況の推移
(令和2年～令和6年)

区分	年次	令和2	3	4	5	6
性的姿態撮影等処罰法に規定する性的姿態等撮影罪(ひそかに撮影する行為に係るものに限る。) (注1)の検挙件数(件)					1,203	6,310
迷惑防止条例違反のうち盗撮行為の検挙件数(注2)(件)		4,026	5,019	5,737	5,730	2,013

注1：性的姿態撮影等処罰法（令和5年7月13日施行）第2条第1項第1号に規定する罪

2：刑法第54条第1項前段（観念的競合）に該当し、刑法犯と特別法犯が競合する場合は各別に計上している。

図表2-91 電車内における不同意わいせつの認知件数(令和2年～令和6年)

年次	令和2	3	4	5	6
電車内における不同意わいせつの認知件数(件)	143	124	161	318	556

注：令和5年7月12日以前に発生した事件については、強制わいせつに係る数値を計上している。

2

警備業、古物営業及び質屋営業の状況

(1) 警備業の状況

令和6年末現在、全国の警備業者数は1万811業者、警備員数は58万7,848人となっている。警備業は、施設警備業務、雑踏警備業務、交通誘導警備業務、現金輸送警備業務、ボディガード等の様々な形態があるところ、特に各種センサー、非常通報装置等の警備業務用機械装置を使用して、住宅、事務所、店舗、駐車場等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する機械警備が広く普及するなど、国民に幅広く生活安全サービスを提供しているほか、空港や原子力発電所等の重要施設や大規模イベント等における警備業務も担うなど、警備業に対する社会的な需要は増大している。

警察では、警備業が果たすこうした役割に鑑み、警備業法に基づき、業界団体と連携して警備業務の質の向上を図るとともに、警備業者に対する指導監督を行うなどして、警備業務の実施の適正を図っている。

図表2－92 警備業者及び警備員数の推移（平成27年～令和6年）

年次区分	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
警備業者数（業者）	9,342	9,434	9,548	9,714	9,908	10,113	10,359	10,524	10,674	10,811
警備員数（人）	538,347	543,244	552,405	554,517	570,727	588,364	589,938	582,114	584,868	587,848

(2) 古物営業及び質屋営業の状況

古物商や質屋においては、その営業の中で古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、これらの営業に係る業務について事業者に対する必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。

令和6年中、古物商及び質屋から都道府県警察に対してなされた不正品の疑いがある旨の申告件数は137件であった。このほか、古物商及び質屋の業界団体は、各種防犯活動への参加や啓発活動を行っている。警察では、古物営業法又は質屋営業法に基づく品触れ^(注)や指導監督等により、盗品等の流通防止と被害の迅速な回復に努めている。

図表2－93 古物営業及び質屋営業許可件数の推移（平成27年～令和6年）

年次区分	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
古物営業（件）	766,493	775,723	784,677	789,345	779,836	396,378	441,745	484,178	529,991	573,024
古物商	764,906	774,157	783,110	787,779	778,332	395,526	440,874	483,276	529,024	571,946
古物市場主	1,587	1,566	1,567	1,566	1,504	852	871	902	967	1,078
質屋営業（件）	3,034	2,951	2,865	2,793	2,711	2,660	2,594	2,537	2,470	2,428

注：古物営業法の一部改正（令和2年4月1日施行）により、古物営業の許可について、営業所等の所在する都道府県ごとの公安委員会の許可から主たる営業所等の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可に変更された。

注：警察本部長等が盗品等の発見のために必要があると認めたときに、古物商等に対して被害品の特徴等を通知し、その有無の確認及び届出を求めるもの

3 少年非行防止に向けた取組

(1) 少年非行の現状

① 少年非行情勢

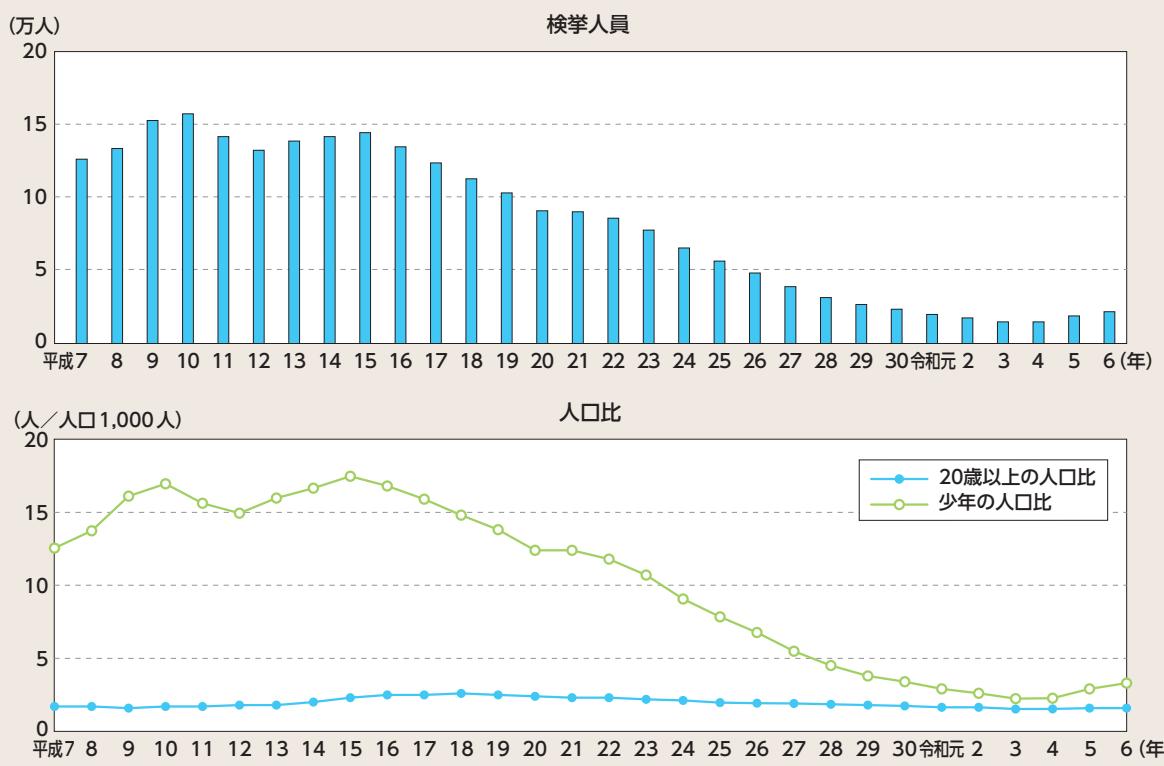
刑法犯少年の検挙人員は、戦後最少であった令和3年から3年連続で増加し、令和6年中は2万1,762人と、前年より2,813人(14.8%)増加した。同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員は3.3人で20歳以上(1.6人)と比べ、引き続き高い水準にある。

触法少年(刑法)の補導人員は、戦後最少であった令和2年から4年連続で増加し、令和6年中は7,913人と、前年より656人(9.0%)増加した。

不良行為少年の補導人員は近年減少傾向にあったが、令和5年から2年連続で増加し、令和6年中は35万1,834人と、前年より3万145人(9.4%)増加した。

また、最近ではSNSを悪用した犯罪実行者募集に応募した少年が、特殊詐欺や強盗に関与し検挙される事案が発生している。

図表2-94 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移(平成7年～令和6年)



注：人口比とは、同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

図表2-95 触法少年(刑法)及び不良行為少年の補導人員の推移(平成27年～令和6年)

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
触法少年(刑法)の補導人員(人)	9,759	8,587	8,311	6,969	6,162	5,086	5,581	6,025	7,257	7,913	
凶悪犯	62	81	74	61	72	55	54	77	62	81	
粗暴犯	1,190	987	1,014	908	1,001	864	975	1,123	1,441	1,578	
窃盗犯	6,398	5,699	5,535	4,685	3,887	3,111	3,270	3,464	4,138	4,384	
知能犯	61	48	34	39	31	33	28	30	43	46	
風俗犯	230	192	214	188	187	174	206	191	235	317	
その他の刑法犯	1,818	1,580	1,440	1,088	984	849	1,048	1,140	1,338	1,507	
不良行為少年の補導人員(人)	641,798	536,420	476,284	404,754	374,982	333,182	308,563	297,078	321,689	351,834	
深夜はいかい	373,132	309,239	270,667	226,377	210,691	179,186	158,202	150,948	165,973	181,791	
喫煙	198,555	162,231	138,588	112,861	98,787	99,220	92,786	87,165	97,698	116,564	
その他	70,111	64,950	67,029	65,516	65,504	54,776	57,575	58,965	58,018	53,479	

② 令和6年中の少年非行の主な特徴

ア 刑法犯少年

令和6年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は、全ての罪種で増加した。

図表2-96 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移（平成27年～令和6年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
総数(人)		38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949	21,762
凶悪犯		586	538	438	463	457	522	410	495	606	838
粗暴犯		5,093	4,197	3,619	3,623	3,484	3,060	2,815	2,844	3,570	3,998
窃盗犯		23,015	18,298	15,575	13,163	10,813	9,222	7,421	7,503	9,855	11,085
知能犯		936	833	899	1,155	901	731	923	750	796	848
風俗犯		528	573	565	537	502	400	469	477	636	1,220
その他の刑法犯		8,763	7,077	5,701	4,548	3,757	3,531	2,780	2,818	3,486	3,773

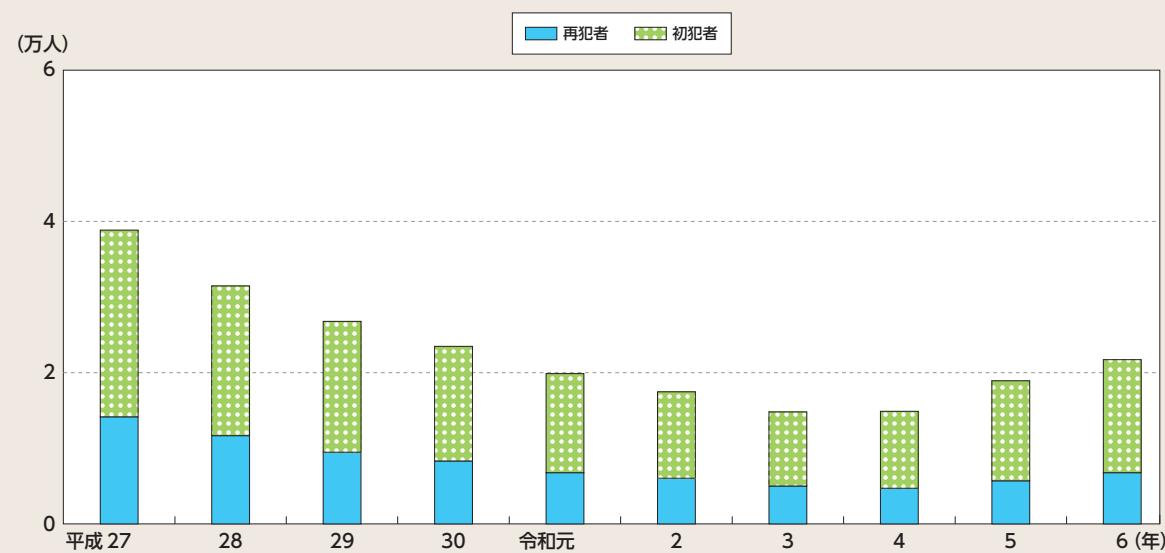


令和6年4月、高校生の少年（18）らは共謀して、質店に侵入し、バール等でショーケースをたたき割るなどして同店経営者を脅迫し、貴金属を奪った。同月、同少年ら3人を強盗罪などで逮捕した（千葉）。

イ 再犯者^(注)

刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移は、図表2-97のとおりであり、再犯者数は19年連続で減少していたが、令和5年から2年連続で増加した。再犯者率は31.2%と、前年より1.0ポイント増加した。

図表2-97 刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移（平成27年～令和6年）



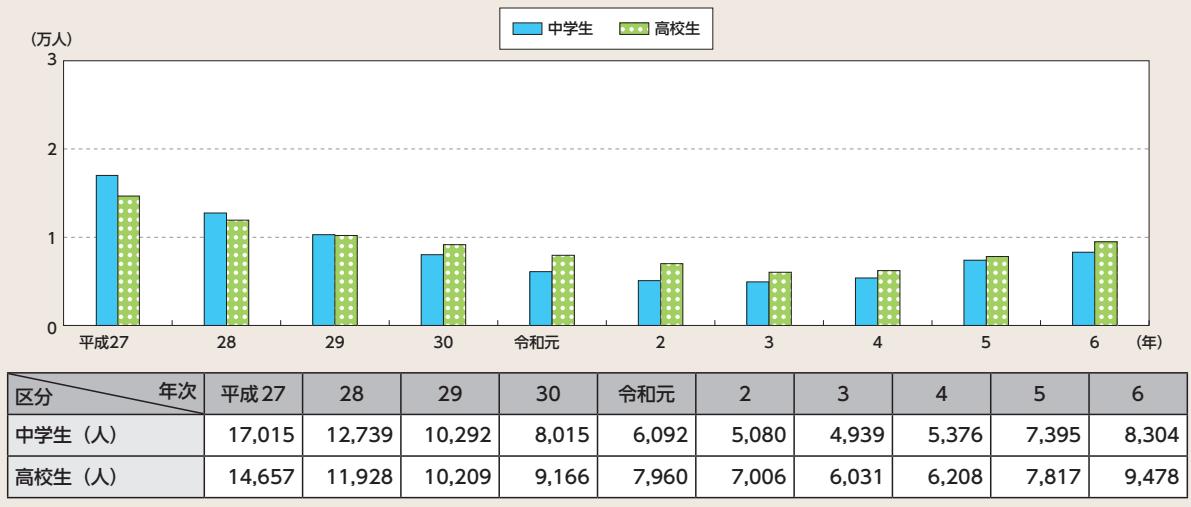
区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
再犯者(人)		14,155	11,696	9,510	8,335	6,773	6,068	4,999	4,715	5,721	6,792
初犯者(人)		24,766	19,820	17,287	15,154	13,141	11,398	9,819	10,172	13,228	14,970
再犯者率(%)		36.4	37.1	35.5	35.5	34.0	34.7	33.7	31.7	30.2	31.2

注：非行を犯した者であって、当該非行の以前に、非行を犯し、処分を受けたことのあるものをいう。処分の未決・既決は問わず、触法少年時に受けた処分や警察限りの扱いも含む。

ウ 中学生及び高校生の検挙・補導人員（刑法）

中学生及び高校生の検挙・補導人員の推移は、図表2-98のとおりであり、いずれも前年より増加し、7年連続で高校生が中学生を上回った。

図表2-98 中学生及び高校生の検挙・補導人員（刑法）の推移（平成27年～令和6年）



（2）非行少年を生まない社会づくり

警察では、都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。また、少年の規範意識の向上及び社会とのきずなの強化を図るために、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

① 少年相談活動

少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

② 街頭補導活動

少年のい集する繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施している。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から連絡し、専門的な機関・団体との協働による活動も念頭に、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行い、少年が再び非行に走ることのないよう立ち直りを支援する活動を推進している。

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するなどして、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。

(3) 学校その他関係機関との連携確保

① 学校と警察との連携

教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行等の問題がある児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全ての都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、令和7年4月現在、全ての都道府県で約2,400の学校警察連絡協議会が設けられている。

② スクールソポーター

退職した警察官等をスクールソポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。令和7年4月現在、44都道府県で約830人が配置されている。

③ 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から構成される少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年等への指導・助言を行っている。

(4) 少年警察ボランティアとの連携

警察では、令和7年4月現在、少年警察ボランティアとして、全国で少年補導員^(注1)約4万4,000人、少年警察協助員^(注2)約210人及び少年指導委員^(注3)約5,200人を委嘱しており、協力して少年の健全育成のための活動を推進している。また、同年3月現在、大学生ボランティア約8,600人が全国で活動しており、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性を生かし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいる。

(5) 少年事件対策

警察では、集団的不良交友関係^(注4)に関する情報を収集・分析し、少年事件対策に活用するとともに、都道府県警察本部に少年事件指導官を置き、個々の少年の特性に応じた取調べや客観的証拠の収集等による非行事実の厳格な特定等に努めるよう、捜査員等に対して指導・教育を行うことにより、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査に努めている。

注1：街頭補導活動をはじめとする幅広い非行防止活動に従事している。

2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

4：非行集団等及びその構成員又はこれに準じる2人以上の交友関係

5 第5節

犯罪被害者等支援

1

第4次犯罪被害者等基本計画等の推進

犯罪被害者等基本法において、政府は、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされている。

これに基づき、平成17年（2005年）以降、3次にわたり「犯罪被害者等基本計画」が策定され、令和3年（2021年）3月には、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とする第4次犯罪被害者等基本計画が策定された。

また、令和5年6月には、内閣総理大臣を長とする犯罪被害者等施策推進会議において、今後実施する取組として「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（①犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討、②犯罪被害者等支援弁護士制度の創設、③国における司令塔機能の強化、④地方における途切れない支援の提供体制の強化及び⑤犯罪被害者等のための制度の拡充等）が決定された。

犯罪被害者等施策の司令塔機能を担う警察庁では、関係府省庁、地方公共団体の担当部局等の関係機関・団体に対し、犯罪被害者等のための施策の更なる充実を働き掛けつつ、その進捗状況を定期的に確認するとともに、年次報告（犯罪被害者白書）等を通じて公表するなど、同計画等の確実な推進を図っている。

memo

犯罪被害者等施策の充実に向けた検討会の取りまとめを踏まえた取組

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」において、犯罪被害給付制度の抜本的強化や地方における途切れない支援の提供体制の強化に関して検討を行うこととされたことを受け、警察庁において、関係府省庁の協力を得て、それぞれ有識者検討会を開催し、令和6年4月に各検討会の議論が取りまとめられた。

犯罪被害給付制度については、令和6年6月、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令」が施行され、幼い子供を犯罪被害により亡くした両親が受給する金額が、一定の場合320万円から1,060万円になるなど、給付水準が大幅に引き上げられた。

地方における途切れない支援の提供体制の強化については、都道府県において犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスが構築されるよう、補助事業を創設するとともに、地方公共団体の職員等を対象とした研修、ワンストップサービス体制の構築・運用に係る手引やオンラインマニュアル研修教材の提供等を行っている。



令和6年版犯罪被害者白書

memo

犯罪被害者週間について

第4次犯罪被害者等基本計画においては、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」が重点課題の一つとして掲げられている。

警察庁においては、関係機関の協力を得て、犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等施策への協力を確保することなどを目的として、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）を設定している。

令和6年の犯罪被害者週間に際しては、俳優の川島海荷さんを起用したメッセージ動画の配信を行うとともに、11月29日に中央イベント（東京都）を開催した。また、内閣総理大臣から国民に向け、犯罪被害者等支援への理解と協力を呼びかけるビデオメッセージが配信された。



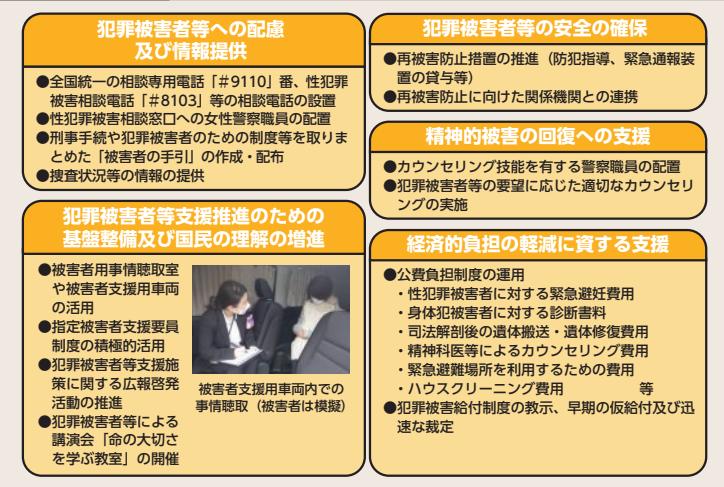
令和6年度犯罪被害者週間ポスター

2 警察による犯罪被害者等支援

(1) 基本施策

犯罪被害者等は、犯罪によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受ける場合がある。そこで、警察では図表2-99のとおり、様々な側面から犯罪被害者等支援の充実を図っている。また、各都道府県警察において、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後に犯罪被害者等支援を行う指定被害者支援要員制度^(注)が導入されている。

図表2-99 犯罪被害者等支援に関する主な施策

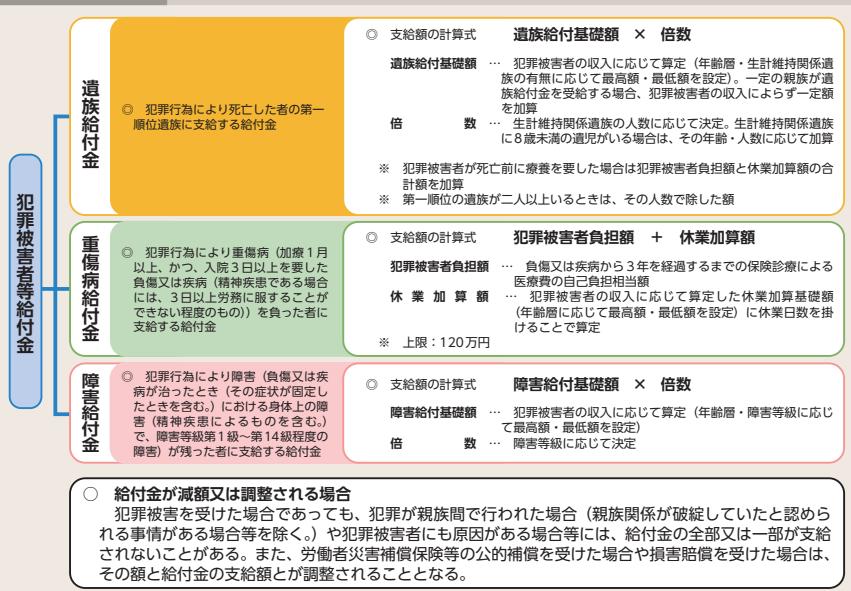


(2) 犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度

警察では、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者又はその遺族に対し、経済的・精神的負担の軽減に資するため、犯罪被害者支援法に基づき、国が一定の給付金を支給する「犯罪被害給付制度」を、昭和56年（1981年）1月から運用している。同制度は、犯罪被害等の早期の軽減に重要な役割を果たしている。

また、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の第一順位遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、国外犯罪被害弔慰金として被害者一人当たり200万円を、当該犯罪行為により障害等級第1級相当の障害が残った日本国籍を有する者に対し、国外犯罪被害障害見舞金として一人当たり100万円を、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、国がそれぞれ支給する「国外犯罪被害弔慰金等支給制度」を、平成28年11月から運用している。

図表2-100 犯罪被害給付制度



注：110頁参照

(3) 犯罪被害者等の特性に応じた施策

犯罪類型等によって犯罪被害者等には異なる特性があることから、警察では、性犯罪被害者、交通事故被害者^(注1)、配偶者からの暴力事案の被害者^(注2)、ストーカー事案の被害者^(注3)、被害少年^(注4)、暴力団犯罪被害者等について、その特性に応じた施策を推進している。

図表2－101 性犯罪被害者の特性に応じた施策

**性犯罪被害者の立場に立った対応を心掛け、
その精神的負担の軽減を図る。**

- ・性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置
- ・性犯罪被害者が要望する性別の警察職員による対応
- ・各都道府県警察の性犯罪被害相談電話に接続される
全国共通番号「#8103(ハートさん)」の運用
- ・カウンセリング技能を有する警察職員の活用、
精神科医等との連携によるカウンセリング委嘱制度の運用
- ・初診料、診断書料、緊急避妊費用、カウンセリング費用等
の支援、衣類を証拠として預かる際の着替え等の整備
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、
産婦人科医会等との連携強化
- ・「性犯罪被害者の手引」の配布 等



「#8103(ハートさん)」の広報ポスター

(4) 関係機関・団体との連携

犯罪被害者等が支援を必要とする事柄は生活、医療、公判等多岐にわたるため、全ての都道府県において、警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、公認心理師関連団体、地方公共団体の担当部局等の関係機関・団体から構成される被害者支援連絡協議会が設立され、犯罪被害者等支援のための相互の連携を図っているほか、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握して、事案に応じたきめ細かな総合的支援を行うため、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を設置している。

また、よりきめ細かな犯罪被害者等支援を行うため、全ての都道府県において、犯罪被害者支援法に基づき、都道府県公安委員会が、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に実施できる団体を犯罪被害者等早期援助団体として指定している。都道府県警察では、同団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要等に関する情報提供を行うなど、緊密な連携を図っている。

さらに、警察庁では、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、地方公共団体の職員に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議、全国犯罪被害者等支援実務者会議等を通じて、総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請するとともに、犯罪被害者等支援における社会福祉士や公認心理師等の専門職の活用を働き掛けているほか、各都道府県内における市区町村間の連携・協力を促進するため、市区町村の職員等に対する研修会等を開催するなど、犯罪被害者等施策の総合的な推進に関する事業を行っている。

注1：187頁参照（第5章）

2：53頁参照

3：53頁参照

4：61頁参照

警察活動の最前線

警察による犯罪被害者等支援の例

警察では、犯罪被害者等が直面する様々な状況に応じた支援の充実を図っている。その支援について警察署及び警察本部における対応の一例を紹介する（被害者は模擬）。

① 事件の認知

「商店街で男が通行人を次々と襲っており、怪我人がいる」との110番通報を受理した。警察官を現場に派遣するとともに被害状況を確認したところ、複数の負傷者が発生した重大事件と判明したことから、早期に被害者支援体制を構築して指定被害者支援要員を派遣した。

犯罪被害者等への適切な支援を行うため、必要な人数の指定被害者支援要員を派遣します。

犯罪被害者等の置かれた状況は様々で、時間の経過とともに直面する問題も変わってきますので、指定被害者支援要員は、被害者の付添い支援や刑事手続等の説明のほか、被害者からの心配事の相談受理など犯罪被害者等に寄り添った活動を継続的に行っていきます。

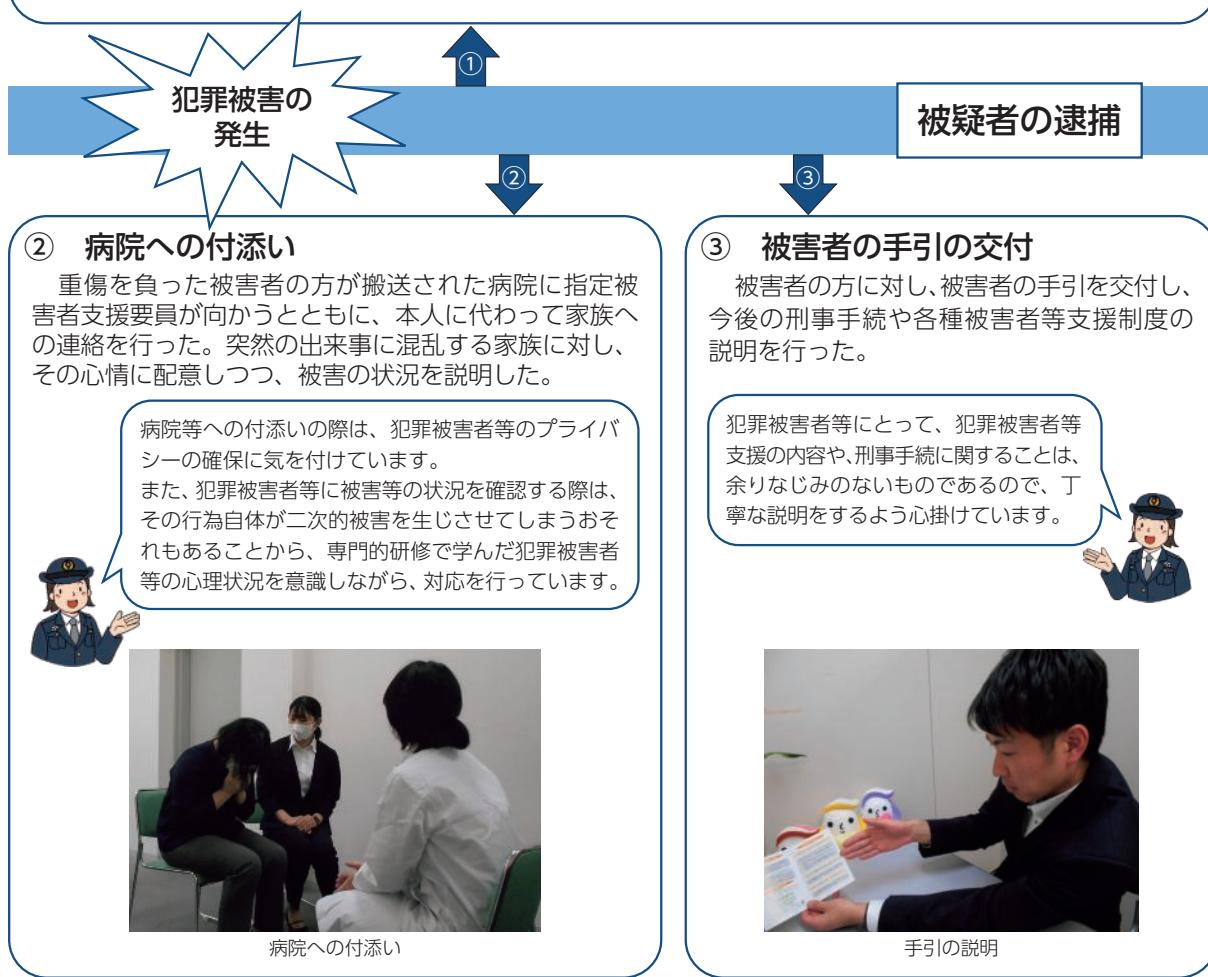


指定被害者支援要員による付添い



指定被害者支援要員制度

「指定被害者支援要員制度」とは、専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が事件発生直後から各種被害者等支援活動を推進する制度であり、各都道府県警察で導入されている。令和6年末現在、全国で3万8,925人が指定されている。



④ 被害者連絡の実施

被疑者が逮捕されたことを伝えるため、被害者の方に対し、事件を担当する捜査員から連絡を行った。あわせて、最近の生活状況を聴取すると、被害者の方が強い精神的ショックを受けていることが判明した。



捜査の状況等に関する情報は、犯罪被害者等にとって、非常に関心の高いものであるため、丁寧な伝え方を心掛けています。



被害者の方への連絡

⑦ 関係機関・団体との連携

被害者の方が公判への参加を要望したため、被害者の方の同意を得て、犯罪被害者等早期援助団体^(注2)に対し、犯罪被害の概要に関する情報提供を行い、被害者の方への付添いを依頼したほか、被害者の方のニーズに応じた支援が提供されるよう、都道府県の犯罪被害者等支援コーディネーターに情報提供を行った。



犯罪被害者等のニーズは、生活上の支援をはじめ、医療や公判に関することなど、極めて多岐にわたります。よりきめ細かな支援を行うため、犯罪被害者等早期援助団体や地方公共団体の職員と連携を図りながら、犯罪被害者等のニーズに応対した支援活動の推進に努めています。



被害者の方への付添い

注2：109頁参照

④

被疑者の起訴

⑦

公判の開始

⑤
⑥

⑤ 精神的負担の軽減

被害者の方の一部には、強い精神的ショックにより日常生活に支障が生じていたため、カウンセリングに関する専門知識を有する警察職員によるカウンセリングを実施した。



犯罪被害者等は、体験したことのない強いストレスにさらされることから、身体的にも精神的にも不調が伴います。劇的な回復は難しくても、少しずつ前を向けるようなお手伝いを心掛けています。



カウンセリング

⑥ 経済的負担の軽減

被害者の方に対し、犯罪被害者等給付金の申請について教示したほか、地方公共団体における経済的支援制度等について教示した。

警察では、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害給付制度や各種公費負担制度^(注1)を運用しています。支援に携わる職員がこれらの制度に加え、地方公共団体における経済的支援制度等についても理解した上で、犯罪被害者等の置かれた状況等に十分配慮し、適時適切に確実な教示を行うことが重要であり、様々な場を通じて、関係職員に対する教育訓練を徹底しています。



経済的支援制度等の教示

注1：108頁参照

警察活動の最前線



琵琶湖の安全安心に向けて

滋賀県警察本部生活安全部地域課水上警察隊

松本 和憲

私は、琵琶湖における水上警察隊の船舶技師として、警察用船舶の運航や点検整備、湖上での各種事案発生時における救助等の現場活動を行っています。

琵琶湖は、ハイシーズンになると多数のボートでひしめきあい、気象状況によっては数メートルの波が発生することもあるため、例年各種事故が発生します。

当隊では、大きさの異なる7隻の警察用船舶を保有しているところ、活動水域や気象状況等を考慮してそれぞれの警察用船舶の特性をいかした運用を実施しています。さらに、災害発生時における人や物資の輸送等を想定して、いつでも全船舶が即時出航できるよう適切に維持管理する必要があり、そのために日々の点検整備を行うことこそ、船舶技師として私が最も大事にし、かつ、やりがいを感じているところです。

また、事案発生時における警察用船舶での救助活動は、不安定な船上での作業となることから、常に危険と隣り合わせです。そのため、受傷事故防止を第一としつつ、迅速確実な救助が行えるよう、共に水上警察隊で活動する警察官と協力して活動しています。さらに、水上安全協会等の関係機関と連携して事故防止啓発活動を実施するなど、琵琶湖の安全の要として「柔軟で力強い水上警察」を目標に日々業務に邁進しています。



情報分析技能の伝承による後継者育成に向けて

山口県警察本部刑事部捜査支援分析課指導兼手口分析係

北村 晋

私は、平成20年に警察庁指定広域技能指導官（手口・情報分析支援）の指定を受けて以降、全国警察からの要請に基づき、犯罪の手口・情報分析に関する教養を行っています。

被疑者を割り出すための情報分析は、現場に遺留された資料、犯罪の手口に関する資料等から様々な情報を必要としますが、分析の経験が浅かった当時は、それらの資料の活用がうまくできず、悔しい思いをしました。

そこで、情報分析の技量を向上させるため、平素から事件ごとの資料の価値や信憑性、分析の効率性等に目を向けるとともに、必要に応じて、被害が発生した時間帯に実際に現場に足を運んだり、分析データを迅速かつ効率的に処理する自作プログラムを活用したりといった工夫をし、犯人像や犯行時の犯人の行動推定に努めました。

こうした自身の経験談を踏まえた情報分析手法については、あらゆる機会を通じ、全国警察に教養を行っています。私の教養を基にして被疑者の検挙につながった事例を聞くと、技能指導官としての喜びもひとしおです。

近年、新たな犯罪形態が次々と出現していますが、情報分析の業務では、先入観を排除して、事件の本質とその背景に潜む様々な情報を目を向けることが大切です。

これからも、広い視野で多くの情報を迅速・正確に精査・分析できる後継者を一人でも多く育成することが、私の使命だと考えています。

